（改定案）

新発田市
国土強靱化地域計画

令和８年度～令和 10 年度

新発田市

目　次

はじめに

1　国土強靱化地域計画
1-1　計画の趣旨及び位置付け …… 1
1-2　計画期間 …… 2

2　地域特性と災害リスク
2-1　地域特性 …… 3
2-2　災害リスク …… 4

3　計画の基本的な考え方
3-1　基本目標 …… 7
3-2　事前に備えるべき目標 …… 7
3-3　起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） …… 8
3-4　施策分野 …… 9
3-5　国土強靱化を推進する際に配慮すべき事項 …… 9
3-6　災害リスク（自然災害）の想定 …… 9

4　脆弱性の評価と推進方針
4-1　起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの評価と推進方針 …… 10
4-2　主な推進方針に対する評価指標（KPI） …… 50

5　計画の推進と見直し
5-1　計画の推進 …… 55
5-2　計画の見直し …… 55
5-3　計画の進捗管理 …… 55

1　国土強靭化地域計画

1-1　計画の趣旨及び位置付け

1-1-1　計画の趣旨

国は、平成 25 年 12 月 11 日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」を公布・施行し、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めた。

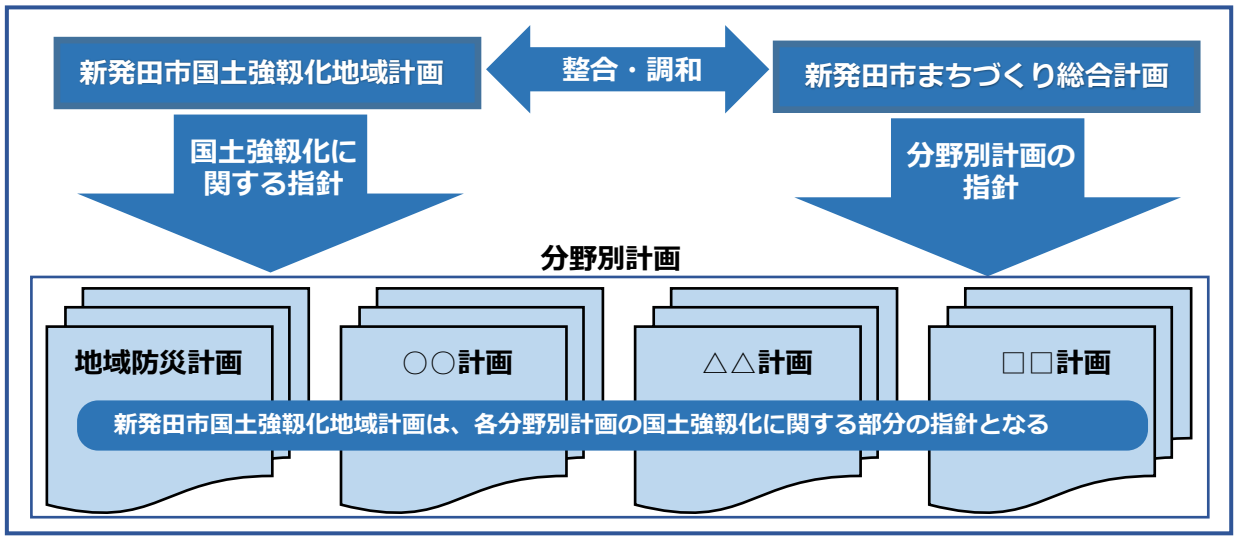
また、平成 26 年 6 月 3 日には、「国土強靭化基本計画」が策定され、平成 30 年 12 月、令和 5 年 7 月には、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しが行われた。

本市では、国土強靭化基本法第 13 条に基づき、令和 3 年 2 月に「新発田市国土強靭化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し計画に基づき、各種事業の取組を推進してきたが、国土強靭化基本計画の見直し（令和 5 年 7 月）及び新潟県国土強靭化地域計画（令和 8 年 3 月）が改定されたことを踏まえ、それぞれの計画との整合を図り、本市における国土強靭化の取組を強化するため、本計画の見直しを行った。

1-1-2　計画の位置付け

国土強靭化基本法第 6 条及び第 14 条の規定に基づき、本計画は、国土強靭化基本計画及び新潟県国土強靭化地域計画との調和を保つものである。

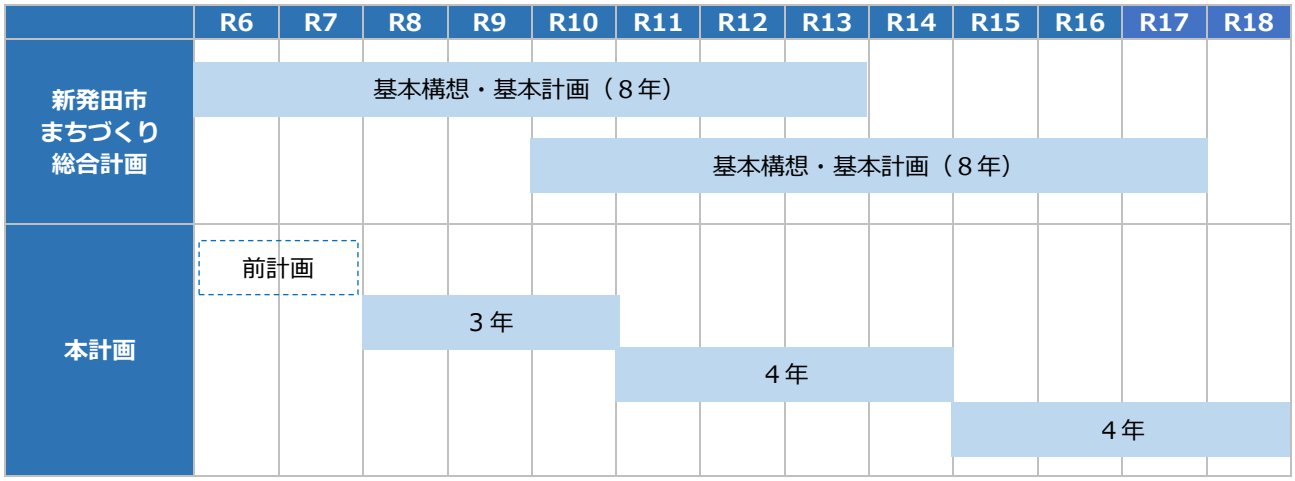
また、市の最上位計画である「新発田市まちづくり総合計画」との整合・調和を図りながら、「新発田市地域防災計画」などの分野別計画の指針となるものである。



1-2　計画期間

本計画の計画期間については、「新発田市まちづくり総合計画」との整合・調和を図るため、計画期間を令和8年度から令和10年度までの3年間とし、令和11年度以降は概ね４年間とする。

なお、この期間内であっても、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。



2　地域特性と災害リスク

2-1　地域特性

2-1-1　新発田市の地形、地質などの特性

⑴地形

山間地域には、二王子岳（標高 1,420m）をはじめ、飯豊山（標高 2,105m）、最高峰の大日岳（標高 2,128m）と 2,000m級の山が連なる飯豊連峰がある。また、平野部では、加治川の水系により水田が広がっている。一方で、海岸地域には、白砂青松と形容される美しい海岸が広がっている。

このように、自然条件が大きく異なる山間・海岸地域をどちらも有することが本市の特徴の一つである。

⑵地質

地質は、平野部は主に第四紀沖積世の扇状地性堆積物、氾濫性堆積物からなり、泥、砂、礫で構成されている。なお、福島潟周辺は、三角州堆積物からなり、泥、砂で構成され、全体的に軟弱な基盤となっている。土壌はいずれもグライ土壌が広く分布し、広大な耕地をなしている。

山間部は、主に新第三紀の泥岩（花崗岩、粘板岩）で構成され、土壌は褐色森林土壌が分布している。海岸部は、表層の大部分が細砂の砂質土で構成され、表層の下は砂質土と礫質土で構成された魚沼層と呼ばれる層からなっている。

2-1-2　気候及び気象の概要

⑴気候

梅雨期から夏季にかけて降水量が多く、冬季も雪などにより降水量が多くなる傾向があるなど、典型的な日本海側気候となっている。

⑵気象

降雨については、６月下旬から７月までの梅雨期と８月に大雨が多く降る傾向がある。

梅雨前線による短時間の局地的な豪雨や雷雨の発生、台風の接近・通過などがその要因である。

降雪については、シベリア大陸から吹く北西の季節風により、一般的に平野部よりも山沿いで多く降るが、日本海での低気圧の発生など、気圧配置によっては海岸や平野部でも多く降ることがある。ただし、近年は暖冬少雪傾向のため、降雪量・積雪量は減少している。

台風については、進路によって風雨の特徴は異なるが、本市において暴風がもっとも吹きやすくなるのは新潟県のすぐ西側を北東に進む進路であり、台風の中心が過ぎると、南西～西の吹き返しの風（急に強まることが多い）に変わり、最大風速となる。降水量は、吹き返しの風の影響を受ける上越、中越、下越のいずれも山沿いで多いが、その他の地域では比較的少ない。また、台風が接近する時には、フェーン現象による高温、乾燥への注意も必要となる。

2-2　災害リスク

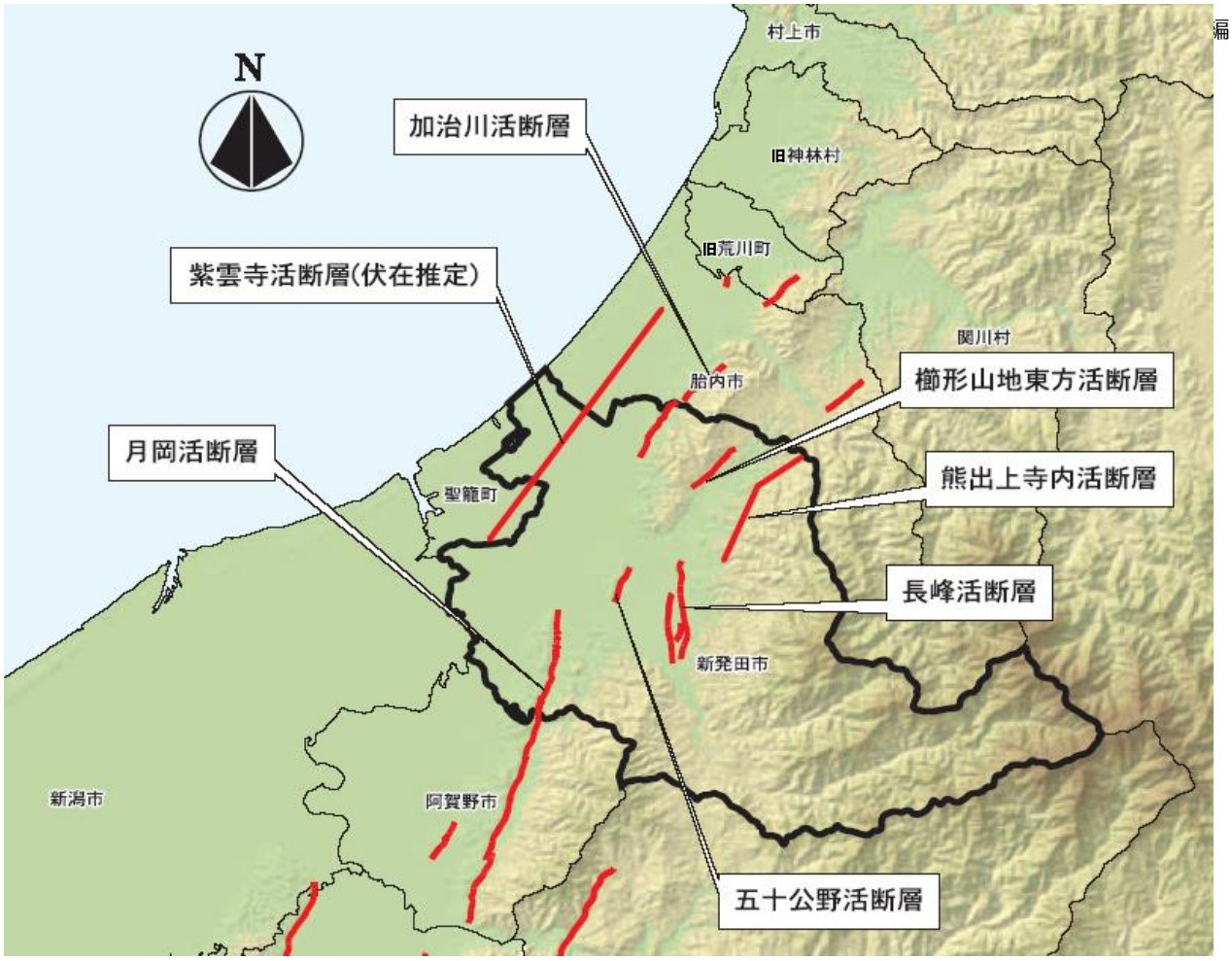
2-2-1　地震

⑴今後想定される地震被害

主要な活断層としては、南西部に「月岡断層帯」、北東部に「櫛形山脈断層帯」がある。地震調査研究推進本部（文部科学省）では、「月岡断層帯」で地震が発生した場合はマグニチュード 7.3 程度、「櫛形山脈断層帯」で地震が発生した場合はマグニチュード 6.8 程度とされている。

⑵その他の活断層

上記以外にも活断層はあり、いずれも地震が発生する可能性がある。



2-2-2　水害及び土砂災害

⑴　今後想定される水害

近年、線状降水帯の発生などによる集中的かつ短時間による降雨が増加傾向にあり、本市においても、市街地を中心に道路冠水や床下浸水等の被害が頻発している。地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後も突発的・集中的な降雨の増加が予想される。

⑵新発田市内の土砂災害警戒区域数

山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在するため、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が多く存在する。

急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合計	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
83	67	117	59	3	0	203	126

（新潟県指定：令和７年３月末現在）

2-2-3　雪害

⑴雪の降り方と降雪地域

種　類	気象現象と降雪地域
山雪型降雪	強い冬型（西高東低）の気圧配置となり、等圧線がほぼ南北に走り間隔が狭くなる。海上及び海岸で北西の季節風が強く吹き、山地を中心に大雪となる。海岸・平野部での降雪は比較的少ない。
里雪型降雪	大陸に高気圧、日本の東海上に低気圧があり、西高東低型の気圧配置であるが、日本付近で等圧線が緩む場合と日本海に小さな低気圧が発生し東へ進む場合がある。 北西の季節風は弱まるが、上空に強い寒気が入り込んだ場合は、山地よりも、海岸、平野部で大雪となる。

⑵雪崩

雪崩は、12月から５月までの間に発生しやすく、特に厳冬期の１～２月は注意が必要となる。気圧配置でみると冬型の気圧配置時に発生するものが全体の約半数を占める。

次のような場合には、雪崩が発生しやすいとされている。

ア　低気圧で大量の降雪がある場合

イ　気温上昇に伴い融雪水が増加する場合

ウ　降雨により積雪に雨水が浸透した場合

エ　強風により雪の吹き溜まりや雪庇[※1]ができた場合

※1 雪庇(せっぴ)
風下方向にせり出した状態で積もった雪

2-2-4　波浪・高潮

冬期は、北西の季節風のため波の高い状態となる。特に、北からの強い寒気が南下する場合は、6m を超える「大しけ」となるときがある。その他の時期には、低気圧や台風などの通過に伴う波浪・高潮がある。

平均潮位が年間最大となる 8～9 月は、台風時期と重なりその吸い上げ効果で高潮となるが、潮位の高さのみで災害となることは少なく、台風の通過に伴う波浪が加わることで、沿岸に被害をもたらす場合がある。

2-2-5　津波

海岸線は総延長 3.14 ㎞と比較的短いが、県立紫雲寺記念公園海水浴場やオートキャンプ場、漁港などを有しており、夏季やイベント開催時には、多くの市民等が集まる。

平成 29 年 11 月に新潟県が公表した津波浸水想定区域図では、藤塚浜地区をはじめとした海岸部の地区に加え、河川や水路を津波が遡上することにより、それらの上流の地区でも浸水被害が発生する可能性がある。

また、津波影響開始時間（地震発生時から水位に±20 ㎝の変化が生じるまでの時間）は、海岸部で概ね５～20 分となっている。一方で、海岸部から離れている佐々木地区や豊浦地区の福島潟周辺でも、津波が水路を遡上する想定となっている。佐々木地区では津波が新発田川放水路を遡上し、津波影響開始時間は概ね１～２時間、豊浦地区の福島潟周辺では津波が福島潟放水路を遡上し、津波影響開始時間は概ね６時間以上と想定されている。

2-2-6　社会的リスク

1995 年（平成７年）の約 106,000 人をピークに人口が減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計値によると、2050 年（令和 32 年）に 65,061 人まで減少することが見込まれている。また、年少人口（０～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向が続き、老齢人口（65 歳以上）の割合が増加すると見込まれている。市民の約４割が高齢者になると予測されており、地域防災力の低下が懸念される。

具体的には、高齢化の進展を背景として、高齢者単身世帯など、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の増加が懸念されると同時に、人口減少と少子高齢化による地域コミュニティの衰退が、消防団や自主防災組織※1 の地域防災力の低下を引き起こし、その結果として、災害発生時に最も重要な地域住民による自助※2・共助※3 が機能しづらくなることが予想される。

※1 自主防災組織
自治会・町内会等の区域において、自然災害による災害を未然に防止し、または被害を最小限に食い止めるために、地域住民が自主的に必要な防災活動を実施する組織

※2 自助
家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分の身は自分で守ること

※3 共助
地域の避難行動要支援者の避難に協力したり、地域の方々と消火活動を行ったりするなど、周りの人たちと助け合うこと

3　計画の基本的な考え方

3-1　基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、以下の４項目を「基本目標」として国土強靭化を推進する。

1　人命の保護が最大限図られること
2　市及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けずに維持されること
3　市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
4　迅速な復旧復興が可能となること

3-2　事前に備えるべき目標

想定する大規模自然災害に対して、以下の６項目の「事前に備えるべき目標」を設定する。

1　あらゆる自然災害の直接的な要因から人命の保護が最大限図られる
2　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
3　必要不可欠な行政機能を確保する
4　経済活動を機能不全に陥らせない
5　情報通信サービス、電力等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6　社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

3-3　起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標の達成に向けて、本市の地域特性や災害リスクを考慮し、6 つの事前に備えるべき目標に基づく 30 項目の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1　あらゆる自然災害の直接的な要因から人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震に伴う、建物等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生
	1-4	広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死者・行方不明者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	1-5	土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
	1-6	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
2　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、電力・燃料等供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	良好でない避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の停止
	2-5	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3　必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	市役所機能の機能不全
4　経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	災害等の影響により企業等の事業活動が停滞する事態
	4-2	有害物質の大規模拡散・流出
	4-3	金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下
5　情報通信サービス、電力等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができないことによる避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
	5-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3	都市ガス供給・石油・ＬＰガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5	地域生活に重要な交通ネットワークの長期間の機能停止
6　社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-6	風評被害による地域経済等への甚大な影響

3-4　施策分野

国土強靭化に向けた施策分野は、「新発田市まちづくり総合計画」の基本目標と整合を図り、次の５つとする。

総合計画の基本目標	施　策
生活・環境	防災・減災、消防・救急、防犯・交通安全、道路・公園・土地利用、公共交通、脱炭素社会、環境保全、上・下水道、住宅・住環境
健康・医療・福祉	子育て、健康づくり、地域医療、地域福祉、障がい者・障がい児福祉、高齢者福祉、スポーツ・レクリエーション
教育・文化	学校教育、学校環境、生涯学習、青少年育成、文化芸術・文化財
産業	商工業、農林水産業、観光、産業連携、市街地活性化、雇用・就労
市民活動・行政活動	市民参画と協働、関係人口の拡大と多文化共生、人権と多様性の尊重、同和行政・同和教育、情報技術・情報セキュリティ、行政運営

3-5　国土強靭化を推進する際に配慮すべき事項

【国土強靭化の取組姿勢】

⑴本市の強靭性を損なう本質的原因を、あらゆる側面から検証した結果を踏まえた取組の推進
⑵本市が有する抵抗力、回復力、適応力の強化と潜在力の掘り起こし
⑶地域間連携の強化による相互応援体制の構築

【適切な施策の組み合わせ】

⑴ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる効果的な施策の推進
⑵「自助」、「共助」及び「公助」の適切な組み合わせと、市、国・県、市民、民間事業者等の適切な役割分担による連携協力体制の強化
⑶非常時のみならず、平時にも有効に活用できる施策の検討

【効率的な施策の推進】

⑴社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、市の財政状況や施策の継続性に配慮した施策の重点化
⑵既存の社会資本の有効活用等による費用の縮減と効率的な施策の推進
⑶本市の推進方針に基づき災害に強いまちづくりを進めるため、次の事業を推進
公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業、空き家対策総合支援事業等

【地域の特性に応じた施策の推進】

⑴コミュニティ機能の維持・向上、地域における国土強靭化推進の担い手が活動できる環境の整備
⑵性別、年齢、国籍、障がいの有無等多様性への配慮
⑶自然との共生、環境との調和及び景観の維持への配慮

3-6　災害リスク（自然災害）の想定

本市においては、地震、水害の災害リスクが高く、その他土砂災害、高潮、津波、雪害も想定される。また、土砂災害は地震や水害、津波は地震とともに複合的に発生する可能性がある。

国・県の計画においては、大規模自然災害を想定していることから、災害リスクは、大規模な「地震・津波」、「風水害」、「土砂災害」、「雪害」を想定した。

4　脆弱性の評価と推進方針

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)について、関連する施策分野ごとの取組状況を踏まえ、事態の回避に向けた対応力について分析・評価し、推進方針を定めた。

4-1　起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの評価と推進方針

（1）　あらゆる自然災害の直接的な要因から人命の保護が最大限図られる

(1)-1　大規模地震に伴う、建物等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

生活・環境

①住宅・建築物等の耐震化の促進

【評価】

■地震時における住宅・建築物及びブロック塀の倒壊等の被害から市民の生命・財産を守るため、建築物のパトロールを定期的に行っているほか、新発田市耐震改修促進計画に基づき地震防災対策を進めているが、住宅の耐震化を推進するためには、耐震化の必要性を啓発するなど災害に対する住民の意識を高める必要がある。

【推進方針】

■震災被害の最小化及び早期復旧を図るため、新発田市耐震改修促進計画に基づき、特定建築物※1の所有者へ耐震診断や耐震改修について必要な指導・助言を行う。また、既存住宅の耐震性能の確保に向け、木造住宅の耐震診断とその結果に基づく耐震改修などに対し支援を行う。

生活・環境

②公共施設等の耐震化・長寿命化対策の推進

【評価】

■公共施設等は、不特定多数の人が利用するとともに、災害時には防災上重要な拠点施設となる。このため、公共施設の耐震化を推進する必要がある。

■市内全域にインフラ施設のネットワークが形成されており、今後も良好な管理水準を保持しながら、新発田市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等に基づき、計画的に点検・修繕・更新等を行い、インフラ施設の長寿命化を推進する必要がある。

【推進方針】

■災害に強いまちづくりを推進するため、新発田市耐震改修促進計画等に基づき、公共施設のうち特定建築物の耐震化が完了した状態を維持する。

■公共施設等の効率的な維持保全サイクル確立のため、施設カルテの作成及び更新を行う。

※1 特定建築物
学校、病院、集会場等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物

生活・環境

③緊急輸送道路[※1]等の機能確保

【評価】

■救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を促進する必要がある。

■被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化を推進する必要がある。

【推進方針】

■救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り、整備を促進する必要があるため、関係機関に対し整備を要望する。

■被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化事業を実施する。

生活・環境

④緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進

【評価】

■地震時に沿道建築物やブロック塀等が倒壊すると、緊急輸送道路や避難路が閉塞され、避難・救助・消火及び復興活動の妨げとなる。これにより被害がさらに拡大するおそれがあるため、これら沿道建築物等の耐震化を促進することが課題である。

【推進方針】

■震災被害の最小化及び早期復旧を図るため、新発田市耐震改修促進計画に基づき、特定建築物の所有者へ耐震診断や耐震改修について必要な指導・助言を行う。併せて、沿道建築物やブロック塀等の耐震化を促進する。

生活・環境

⑤空家対策の推進

【評価】

■老朽化し適切に管理されていない空家等は、被災時に倒壊や部材の飛散、火災の延焼などを引き起こし、周辺の住民や道路を巻き込む危険性が高いことから、平時から空家等所有者に対する啓発を行う必要がある。

■管理不全な空家等を、特定空家等[※2]に認定し除却に必要な支援を推進する必要がある。

【推進方針】

■被災時の被害を最小限に抑えるため、平時から空家等の所有者に対し空家等を適切に管理するよう啓発に努める。

■管理不全な空家等は、新発田市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、特定空家等に認定する。また、除却に必要な支援を推進する。

※1 緊急輸送道路
災害などの異常事態に、避難・救助や物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、県・市町村の庁舎、救援物資等の備蓄地点などの防災拠点を連絡する道路

※2 特定空家等
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等

生活・環境

⑥家具等の転倒防止対策の推進

【評価】

■大規模地震発生時における人的被害を軽減するためには、住宅における家具や冷蔵庫等の転倒防止対策を推進する必要があるため、市ホームページや公式 SNS、防災出前講座、防災訓練などを通じ、各家庭における災害への備えについて意識向上に努めているが、引き続き啓発活動を推進し、更なる普及・定着を図る必要がある。

【推進方針】

■各家庭における対策の充実を図るため、引き続き市ホームページや公式 SNS、防災出前講座、防災訓練などを通じた啓発・普及活動を行い、意識向上・定着を図る。

生活・環境

⑦避難場所等の指定・整備

【評価】

■現在、公共施設及び民間施設で 61 箇所の避難場所を指定し、避難スペースの確保に努めているが、想定を超える避難者が避難した場合、現在の避難場所だけでは不足する可能性がある。

【推進方針】

■避難場所となる公園や広場を確保するとともに、公共施設だけでは十分な避難場所を確保することが困難な場合は、民間事業者に協力依頼を行い、所有する施設等を活用する。

■ハザードマップを活用して避難場所等の周知を図るとともに、自宅での安全確保や親せき・知人宅への避難など、状況に応じた避難行動を自ら判断・選択できるよう意識の醸成を図る。

生活・環境

⑧常備消防力の強化

【評価】

■大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き消防施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他の消防本部からの応援、受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。

【推進方針】

■消防署の機能保全を促進しつつ、消防力の整備指針及び消防水利の基準に沿って消防車両や水利施設の充実と適切な維持管理を推進する。また、県内消防相互応援協定、緊急消防援助隊での応援実施計画及び受援計画に沿った円滑な活動ができる体制の確保を図る。

生活・環境

⑨消防団の充実・強化

【評価】

■人口減少や高齢化等により、消防団員数が減少傾向にあり、消防団員数が条例定数を満たしていないため、地域の実情を踏まえ、適正かつ必要な人員を確保するとともに、効率的かつ円滑な活動が実施できるよう教育訓練や装備等の充実強化を図り、持続可能な消防団組織を確立する必要がある。

【推進方針】

■地域防災力の中核的な役割を担う消防団の機能強化に向けて、消防団員の負担軽減や消防団事業の見直しを通じて、消防団員が活動しやすい環境整備に努め、必要な人員を継続的に確保するとともに、教育訓練や装備等の充実強化を図る。

生活・環境

⑩地域防災力の強化

【評価】

■自助・共助による地域防災力の強化に向けて、新発田市防災協会※1 と連携して防災士の確保を進めるとともに、女性や中壮年層をはじめとする幅広い世代の参画意識を醸成する取組が必要である。

【推進方針】

■自主防災組織による活動の重要性について理解促進を図り、実効性ある活動に繋げるとともに、幅広い世代からの参画により地域防災力の強化を推進する。

教育・文化

⑪学校施設の機能強化と耐震化・長寿命化の推進

【評価】

■学校施設の長期的な安全性と適切な学習環境の提供や災害時における学校施設での避難生活環境整備に取り組むため、新発田市学校施設等長寿命化計画に基づき、学校施設の長寿命化、耐震改修、屋根・外壁改修、トイレの洋式化やバリアフリー化などを計画的に進める必要がある。

【推進方針】

■新発田市学校施設等長寿命化計画について、随時計画内容の見直しを行い、計画に沿った改修を進めるとともに、「新潟県避難所環境整備方針」を参考にしつつ、学校施設での避難生活環境整備に努める。

産業

⑫事業所・店舗等における棚等の転倒防止対策

【評価】

■大規模地震発生時における建物の倒壊のほか、事務所や店舗の書棚や陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出る可能性が高いことから、事業所や店舗等における棚等の転倒防止対策を講じる必要がある。

【推進方針】

■各事業所における対策の万全を充実するため、防災出前講座等を通じた啓発活動を行うとともに、ホームページや SNS なども活用しながら意識改革を図る。

※1 新発田市防災協会
コミュニティ、自治会、町内会で組織する自主防災会で構成される組織

(1)-2　地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

生活・環境

①市民等への防火対策の推進

【評価】

■住宅火災での逃げ遅れなどによる死傷者の抑制・低減を図るため、市民等へ防火意識を高めてもらう必要がある。また、火災をいち早く感知することができる住宅用火災警報器について、設置率は 90%を超えているが、点検率（作動確認）が低値であるため、市民等へ点検の必要性についても周知を図る必要がある。

【推進方針】

■市ホームページや公式 SNS などによる火災予防広報や各種訓練、出前講座等を通じて市民等への防火意識の高揚に努めるとともに、引き続き新発田地域広域消防本部と連携して住宅用火災警報器の普及・設置促進に努め、点検についても必要性の周知を図る。

生活・環境

②事業所等の火災に対する安全対策

【評価】

■所有者又は管理者の防火避難・安全対策に対する認識や責任の自覚の欠如、経済的な事情、さらには建築士などが関与しない建築物の管理体制などにより、一部の建築物で適切な運用による安全確保が図られていない。

【推進方針】

■事業所等の防火避難・安全対策の強化に向けて、定期的に特定建築物の立入検査を行い、是正指導、防火管理体制の強化及び建築物等の定期報告の徹底を推進する。

生活・環境

③常備消防力の強化（再掲）

【評価】

■大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き消防施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他の消防本部からの応援、受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。

【推進方針】

■消防署の機能保全を促進しつつ、消防力の整備指針及び消防水利の基準に沿って消防車両や水利施設の充実と適切な維持管理を推進する。また、県内消防相互応援協定、緊急消防援助隊での応援実施計画及び受援計画に沿った円滑な活動ができる体制の確保を図る。

生活・環境

④消防水利の整備

【評価】

■火災による被害を最小限に抑えるため、消火活動上、重要な消防水利（消火栓、防火水槽等）の更新等の整備を計画的に進める必要がある。

【推進方針】

■消防水利（消火栓、防火水槽等）の更新等の整備を計画的に進めるとともに、適正な消火栓の配置計画により、消防水利空白地帯の解消を図る。

生活・環境

⑤消防団の充実・強化（再掲）

【評価】

■人口減少や高齢化等により、消防団員数が減少傾向にあり、消防団員数が条例定数を満たしていないため、地域の実情を踏まえ、適正かつ必要な人員を確保するとともに、効率的かつ円滑な活動が実施できるよう教育訓練や装備等の充実強化を図り、持続可能な消防団組織を確立する必要がある。

【推進方針】

■地域防災力の中核的な役割を担う消防団の機能強化に向けて、消防団員の負担軽減や消防団事業の見直しを通じて、消防団員が活動しやすい環境整備に努め、必要な人員を継続的に確保するとともに、教育訓練や装備等の充実強化を図る。

生活・環境

⑥地域防災力の強化（再掲）

【評価】

■自助・共助による地域防災力の強化に向けて、新発田市防災協会と連携して防災士の確保を進めるとともに、女性や中壮年層をはじめとする幅広い世代の参画意識を醸成する取組が必要である。

【推進方針】

■自主防災組織による活動の重要性について理解促進を図り、実効性ある活動に繋げるとともに、幅広い世代からの参画により地域防災力の強化を推進する。

(1)-3　大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生

生活・環境

①津波避難対策の推進

【評価】

■津波からの迅速な避難を確実にするため、津波避難場所の確保や海抜等表示看板の設置を進めている。一方、津波発生時に住民が円滑に避難するためには、避難場所の確保に加え、津波浸水想定区域や避難場所等を平時から分かりやすくするとともに避難方法について市民へ周知する必要がある。

【推進方針】

■津波発生時に迅速かつ円滑に避難体制を構築するため、津波避難場所の拡充を進める。また、ハザードマップを活用して津波浸水想定区域及び避難場所・避難方法等の周知を図るとともに、自宅での安全確保や親せき・知人宅への避難など、状況に応じた避難行動を自ら判断・選択できるよう意識の醸成を図る。

生活・環境

②津波ハザードマップを活用した津波防災体制の整備

【評価】

■市総合防災訓練、地域で行う防災・避難訓練や防災出前講座等を通じ津波浸水想定区域の住民への津波防災意識の向上は図れているものの、沿岸部を利用する海水浴客や釣り客などの一時滞在者への避難誘導や情報伝達が課題となっている。

【推進方針】

■現在策定済みの津波ハザードマップを活用した避難訓練や防災教育等の実施を促進し、引き続き地域住民の津波防災意識の一層の向上を図るとともに沿岸部を利用する一時滞在者への津波情報の入手方法や避難場所の周知に努める。

生活・環境

③避難場所等の指定・整備（再掲）

【評価】

■現在、公共施設及び民間施設で 61 箇所の避難場所を指定し、避難スペースの確保に努めているが、想定を超える避難者が避難した場合、現在の避難場所だけでは不足する可能性がある。

【推進方針】

■避難場所となる公園や広場を確保するとともに、公共施設だけでは十分な避難場所を確保することが困難な場合は、民間事業者に協力依頼を行い、所有する施設等を活用する。

■ハザードマップを活用して避難場所等の周知を図るとともに、自宅での安全確保や親せき・知人宅への避難など、状況に応じた避難行動を自ら判断・選択できるよう意識の醸成を図る。

(1)-4　広域な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死者・行方不明者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

生活・環境

①ハザードマップの周知・活用

【評価】

■防災出前講座により、市民一人ひとりが洪水や高潮に対する備えとして、ハザードマップの活用方法や避難に関する意識の向上を図っているが、自分の住んでいる場所の災害リスクについては、過去の経験に捉われることが多く、危機意識の向上が課題となっている。

【推進方針】

■ハザードマップを活用した周知については、単なる災害リスクの周知にとどまらず、最新の災害リスクを伝えることにより市民一人ひとりの危機意識の向上を図るとともに、平時から自分がいる場所（自宅、学校、勤務先等）の災害の危険性を知り、自らの避難行動を決める支援ツールとして周知・活用を推進する。

生活・環境

②避難情報の具体的な発令基準の策定

【評価】

■洪水や高潮発生時に円滑かつ迅速な避難体制を確保するため、避難情報の判断伝達マニュアルを策定済であるが、新たに新潟県が高潮による浸水想定区域を指定する予定であるため見直しが必要である。また、洪水については、避難指示対象地区の選定が迅速に行われるよう河川ごとに避難指示発令地区を整理しておく必要がある。

【推進方針】

■定期的にマニュアルを更新し、洪水については、河川ごとに避難指示発令地区を整理しておくとともに、それぞれの災害ごとに避難情報発令チェックリストを作成し、気象警報等が発表された場合は、チェックリストを基に迅速に避難情報を発令する。

生活・環境

③タイムラインの策定・運用

【評価】

■台風や洪水等の風水害に備え、タイムラインの策定を進めている。一方、災害時の対応をより確実なものとするため、タイムラインを実際の災害対応や訓練に活用するとともに、その検証結果を踏まえて継続的に見直す必要がある。

【推進方針】

■台風や洪水等の風水害による被害を最小化するため、市民に向けマイ・タイムライン作成の周知を行い、マイ・タイムラインを活用した事前防災行動の確実な実施を図るとともに、訓練や災害対応の検証を踏まえ、市のタイムラインについても見直しを行う。

生活・環境

④治水対策の促進

【評価】

■近年の気候変動による短時間かつ局地的な大雨から市街地を守るため、幹線河川の改修を行い、治水対策を図る必要がある。

【推進方針】

■国や県が実施する河川改修事業に対し要望活動を実施する。

生活・環境

⑤雨水施設の維持管理

【評価】

■市街地の浸水被害を防止するため、排水ポンプ場や調整池等の排水施設の定期点検や清掃等維持管理を適宜実施しているが、各施設の老朽化が進んでいる。

【推進方針】

■排水ポンプ場や調整池等の排水施設の維持管理を徹底するとともに、施設を計画的に更新し、洪水調整機能を確実に発揮させる。

生活・環境

⑥下水道雨水計画の見直し及び雨水施設の整備と維持管理

【評価】

■内水による浸水を防ぐため、公共下水道雨水計画の見直しを行い、計画に基づき、雨水幹線※1の整備を推進する必要がある。

【推進方針】

■浸水シミュレーション結果を反映した雨水計画見直し業務及び雨水施設整備に必要な法的手続きを行い、雨水幹線整備を事業化する。

生活・環境

⑦道路施設の防災対策・老朽化対策の推進

【評価】

■道路施設（橋梁、トンネル、付属構造物、舗装）について、老朽化が進んでいる状況であり、災害発生時の損傷リスクが高まっている。

【推進方針】

■長寿命化修繕計画に基づき、計画的に維持管理・更新事業を実施する。

生活・環境

⑧緊急輸送道路等の機能確保（再掲）

【評価】

■救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を促進する必要がある。

■被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化を推進する必要がある。

【推進方針】

■救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り、整備を促進する必要があるため、関係機関に対し整備を要望する。

■被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化事業を実施する。

※1 雨水幹線
道路側溝などに集まった雨水を河川へ排除するための雨水管

市民活動・行政活動

⑨路線バス等地域公共交通の確保

【評価】

■道路管理者、バス事業者及びタクシー事業者等の関係機関と有事の際の協力体制や役割、手法などについて意思共有を図るため、参集範囲の検討や関係機関等への働きかけを行い、情報交換及び連携体制を確立させる必要がある。

【推進方針】

■災害発生に伴い、道路等が寸断され、路線バス等地域公共交通の運行が困難な場合、代替手段や迂回・臨時運行等により地域公共交通を確保するため、平時から有事の際における協力体制や役割、手法などについて意思共有を図るなど、関係機関との連携体制を強化する。

生活・環境

⑩ため池の防災対策の推進

【評価】

■防災重点ため池※1について、所有者（利用者）に対し、適正な維持管理を実施してもらう必要がある。

■ため池ハザードマップを活用して、浸水リスクを周知する必要がある。

【推進方針】

■防災重点ため池については、適正な維持管理を図るため所有者（利用者）に対し、施設の点検・調査の実施を働きかける。

■ため池ハザードマップを作成し、関係住民への配布が完了しているため、配布したハザードマップにより浸水リスクの周知を図る。

生活・環境

⑪排水機場の適正管理

【評価】

■排水機場が安定的に稼働するよう定期点検や修繕の実施を適宜実施しているが、各施設の老朽化が進んでいる。

【推進方針】

■排水機場が安定的に機能するよう定期点検などのメンテナンスを徹底し、長寿命化計画に基づき計画的な維持管理・更新事業を実施する。

生活・環境　市民活動・行政活動

⑫災害時における市民等への情報伝達手段の強化

【評価】

■登録制メールである新発田あんしんメール、新発田市公式 LINE については、現在の主たる情報伝達手段となっており、登録者数が増加傾向であることから一定の認知は図られているが、より多くの市民へ登録を促す必要がある。

■デジタル媒体を活用した情報伝達については、インターネット環境が整備されていない世帯や機器の操作に不慣れな方、停電や通信障害が発生した際に、情報へアクセスできないといった課題がある。

【推進方針】

■防災訓練や防災講話などを通じて、新発田あんしんメール、新発田市公式 LINE、緊急告知 FM ラジオの活用など緊急情報の入手方法の周知や登録促進を図る。

■デジタル媒体に加え、広報車による巡回や、自治会・自主防災組織、民生委員などの地域コミュニティと連携したアナログな伝達手段や人的ネットワークを最大限活用し、複数の情報伝達体制を整える。

※1 防災重点ため池
決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池

生活・環境

⑬国土調査※1の実施

【評価】

■迅速な復旧・復興には土地境界を明確にしておくことが重要であるため、市街地等の国土調査の推進を図る必要があるが、財源である県負担金が要望額から減額交付され、事業進捗に影響を与えている。

【推進方針】

■限られた財源を有効に活用し、事業関係者の理解と協力を得て、災害のおそれのある地域等の国土調査の推進を図る。

生活・環境

⑭下水道施設の長寿命化

【課題】

■雨水幹線の多くはコンクリート構造物であり、一般的な耐用年数である 50 年以上経過した施設が多数ある。道路下にある暗渠構造の場合、老朽化により道路陥没の原因になる可能性があることから、雨水幹線の長寿命化を図る必要がある。

【推進方針】

■雨水施設長寿命化計画を策定し、計画的な改修を進める。

※1 国土調査
国土調査法に基づき地籍の明確化を図るため、一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目及び境界を調査し、精度の高い技術で正確に測量及び地積測定を行うもの

(1)-5　土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

生活・環境

①土砂災害ハザードマップの周知・活用及び警戒避難体制の整備

【評価】

■県が指定する土砂災害警戒区域等について、ハザードマップを活用し市民への周知や要配慮者利用施設[※1]における避難確保計画の策定を進めている。一方、土砂災害による人的被害を防止するためには、避難確保計画の策定に加え、計画に基づく訓練等を通じて、実際の災害時に迅速かつ適切な避難行動がとれる体制を整備する必要がある。

【推進方針】

■土砂災害警戒区域や「土砂災害のおそれのある新たな箇所」について、引き続きハザードマップ等を活用し市民への周知を図るとともに、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び避難訓練を促進し、土砂災害発生時に迅速かつ適切な避難行動がとれる警戒避難体制の充実を図る。

生活・環境

②土砂災害に係る避難情報の発令基準の策定

【評価】

■土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難情報に関するガイドラインに基づき避難情報の発令基準を設定しているが、夜間に土砂災害警報等が発表された場合は避難指示の発令が遅れる可能性がある。

【推進方針】

■避難情報発令チェックリストを作成し、土砂災害警報等が発表された場合は、チェックリストを基に迅速に避難情報を発令する。

※1 要配慮者利用施設
主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

(1)-6　暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

生活・環境

①道路交通網の確保

【評価】

■緊急輸送道路等における優先除雪など幹線道路交通網を確実に確保する必要がある。

【推進方針】

■主要幹線道路や生活道路の寸断を防ぐため、高速道路管理者や国・県等と連携し、緊急輸送道路等における優先除雪など幹線道路交通網を確実に確保する。

生活・環境

②道路の除雪体制等の確保

【評価】

■除雪作業を請け負う事業者のオペレーターの担い手不足や高齢化、除雪機械の老朽化などが課題となっており、総合的な対策を検討する必要がある。

【推進方針】

■安定的な除雪体制の確保に向け、除雪作業を請け負う事業者のオペレーターの担い手不足や高齢化、除雪機械の老朽化などの課題解決策について検討する。

生活・環境

③山間地域の除雪支援

【評価】

■人口減少等により高齢者世帯が多い地域において、除雪作業が困難となる可能性がある。

【推進方針】

■人口減少が顕著な山間地域において、地域住民の共助による除雪作業を支援する。

生活・環境

④道路の防雪施設の整備

【評価】

■暴風雪時、雪崩や地吹雪等により交通途絶が発生する危険性がある。

【推進方針】

■暴風雪時における交通途絶等を回避するため、雪崩防止施設や地吹雪防風ネット等の整備を促進する。

生活・環境

⑤雪下ろし事故防止のための注意喚起

【評価】

■降雪期における雪下ろし作業中の転落事故等を防止するため、積雪状況や気象情報等を踏まえ、市民への注意喚起を行っているが、積雪量や気象条件により雪下ろし作業の危険性が変化することから、事故の危険性が高まる時期を捉え、適切なタイミングで安全対策を周知する必要がある。

【推進方針】

■積雪状況や気象情報等を踏まえ、雪下ろし作業中の転落事故等を防止するための注意喚起を適時実施する。

（２） 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

(2)-1　自衛隊、警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

生活・環境

①自衛隊・警察・消防等との連携強化

【評価】

■災害時における自衛隊・警察・消防等との連携においては、市総合防災訓練などを通じ、平時から近隣に所在する関係機関との連携は図れているが、大規模災害時、自衛隊・警察・消防が被災した場合、市単独での対応は困難となるため、県や近隣市町村との連携を強化する必要がある。

【推進方針】

■災害時における自衛隊・警察・消防等の初動対応については、引き続き市総合防災訓練等を通じ連携を強化するとともに、県や近隣市町村が計画する訓練等を活用し連携強化を図る。

生活・環境

②常備消防力の強化（再掲）

【評価】

■大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き消防施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他の消防本部からの応援、受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。

【推進方針】

■消防署の機能保全を促進しつつ、消防力の整備指針及び消防水利の基準に沿って消防車両や水利施設の充実と適切な維持管理を推進する。また、県内消防相互応援協定、緊急消防援助隊での応援実施計画及び受援計画に沿った円滑な活動ができる体制の確保を図る。

生活・環境

③消防団の充実・強化（再掲）

【評価】

■人口減少や高齢化等により、消防団員数が減少傾向にあり、消防団員数が条例定数を満たしていないため、地域の実情を踏まえ、適正かつ必要な人員を確保するとともに、効率的かつ円滑な活動が実施できるよう教育訓練や装備等の充実強化を図り、持続可能な消防団組織を確立する必要がある。

【推進方針】

■地域防災力の中核的な役割を担う消防団の機能強化に向けて、消防団員の負担軽減や消防団事業の見直しを通じて、消防団員が活動しやすい環境整備に努め、必要な人員を継続的に確保するとともに、教育訓練や装備等の充実強化を図る。

生活・環境

④地域防災力の強化（再掲）

【評価】

■自助・共助による地域防災力の強化に向けて、新発田市防災協会と連携して防災士の確保を進めるとともに、女性や中壮年層をはじめとする幅広い世代の参画意識を醸成する取組が必要である。

【推進方針】

■自主防災組織による活動の重要性について理解促進を図り、実効性ある活動に繋げるとともに、幅広い世代からの参画により地域防災力の強化を推進する。

(2)-2　医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、電力・燃料等供給の途絶による医療機能の麻痺

生活・環境

①緊急輸送道路等の機能確保（再掲）

【評価】

■救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を促進する必要がある。

■被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化を推進する必要がある。

【推進方針】

■救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り、整備を促進する必要があるため、関係機関に対し整備を要望する。

■被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化事業を実施する。

生活・環境　健康・医療・福祉

②福祉避難所の指定

【評価】

■高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所を指定しているが、現在指定している福祉避難所の収容人数が想定避難者数と見合っていない。

【推進方針】

■高齢化の影響により、要支援者の数は増加していくと予想されるため、市内福祉事業所へさらなる働きかけを行い、福祉避難所の拡充を図る。

健康・医療・福祉

③災害時の医療体制の構築

【評価】

■平時から県、医師会、医療機関等との連携に努めており、医療救護所の施設確保のため下越福祉行政組合と協定を締結した。一方で、災害時における医療従事者の人材確保や薬剤確保、受援体制の確立が課題となっている。

【推進方針】

■県、医師会、医療機関等との連携を一層強化するとともに、災害時の医療従事者の人材確保に向けた協議や薬剤確保のため薬剤師会との連携強化を進める。また、受援体制の確立に向けた体制構築を進める。

健康・医療・福祉

④医薬品・衛生用品等の確保

【評価】

■医薬品については下越薬剤師会と協定を締結し、災害時に救急医薬品を確保できる体制となっている。衛生用品の確保について検討する必要がある。

【推進方針】

■医薬品については下越薬剤師会と協定を締結しており、災害時に救急医薬品を確保できる体制となっているが、衛生用品については、協定による確保は進んでいないことから、平時より避難所への救護セットの配備強化を進め、有事の際に必要な物資が不足することのないよう整備を行う。

(2)-3　良好でない避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

生活・環境

①地域防災力の強化（再掲）

【評価】

■自助・共助による地域防災力の強化に向けて、新発田市防災協会と連携して防災士の確保を進めるとともに、女性や中壮年層をはじめとする幅広い世代の参画意識を醸成する取組が必要である。

【推進方針】

■自主防災組織による活動の重要性について理解促進を図り、実効性ある活動に繋げるとともに、幅広い世代からの参画により地域防災力の強化を推進する。

生活・環境　健康・医療・福祉　教育・文化

②避難生活環境の整備

【評価】

■避難所への高齢者、障がい者等の要配慮者の避難も想定し、学校施設のバリアフリー化、トイレの洋式化等を計画的に進め、避難者の利便性を図る必要がある。

■避難所の迅速な開設と円滑な運営に向け、市・施設管理者・地域住民等による避難所運営体制の構築や、避難所ごとの開設・運営マニュアルの整備を進めているが、災害時に避難所を迅速かつ円滑に開設・運営するためには、マニュアルの整備に加え、関係者が役割を共有し、訓練等を通じて実効性を高める必要がある。

■避難所の暑さ・寒さ対策・感染症等のまん延防止対策や良好な避難生活を送るための食料、資機材等の備蓄品整備、各避難所へ備蓄品を輸送するための車両の確保が必要である。

■すべての避難所でペット同行避難を可能としているため、ペット飼育スペースの管理ルール（動線、換気、清掃、鳴き声対策など）を事前に明確化し、ペット同行避難者と一般避難者の双方が安心して過ごせる環境を整備する必要がある。

【推進方針】

■学校施設のバリアフリー化、トイレの洋式化については、建替えや大規模改修等の機会を捉え、改修率100%を目指し計画的に進めていく。

■避難所の迅速な開設と円滑な運営を行うため、市・施設管理者・地域住民等による避難所運営体制の構築を進め、地域の実情に応じた避難所開設・運営マニュアルの整備・見直しを行う。

■避難者の健康と衛生環境を確保するため、引き続き感染症等のまん延防止に必要な衛生用品等の備蓄・配備を進めるとともに、避難所の暑さ・寒さ対策について検討を進める。また、感染症対策やプライバシー保護の観点から、避難所開設当初から、パーティション、簡易ベッド等を設置できるよう備蓄品の整備や備蓄品を輸送するための車両の確保を検討する。

■避難所におけるペット飼育スペースの管理ルールを明確化するとともに、防災講話等を通じて「飼い主の事前準備」の啓発促進や「同行避難」と「同伴避難」の違いについて周知を図る。

(2)-4　被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の停止

生活・環境

①自助・共助による食料等の備蓄

【評価】

■家庭や地域における災害時の備蓄を促進するため、市民に対し、最低 1 人につき 3 日分、推奨 1 週間分の食料・飲料水の家庭備蓄について、防災出前講座や防災訓練等を通じた周知・啓発を行っている。災害発生時に公的支援が直ちに行き届かない場合に備え、各家庭における備蓄の必要性について今後も継続的に周知し、実際の備蓄行動につなげる必要がある。

【推進方針】

■大規模災害発生時における公的支援の不足や遅れに備え、市民一人ひとりが必要な食料・飲料水等を確保できるよう、最低 3 日分、推奨 1 週間分の家庭備蓄の必要性について、広報や防災講座、訓練等の様々な機会を通じて継続的に周知・啓発する。また、ローリングストック※1 等、日常生活に取り入れやすい備蓄方法についても普及を図る。

生活・環境

②支援物資の供給等に係る協力体制の整備・拡充

【評価】

■県内外の自治体との災害時相互応援協定や民間事業者等との災害時救援協定を締結しているが、協定に基づき協力を要請する際の手順が明確となっていない。

■不測の事態を想定し、流通備蓄※2 による支援体制を強化する必要がある。

【推進方針】

■災害時救援協定締結先との定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うとともに、協力を要請する際の手順を明確化する。

■生命に関わる物資等の流通備蓄による支援体制の拡充を図る。

生活・環境

③緊急輸送道路等の機能確保（再掲）

【評価】

■救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を促進する必要がある。

■被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化を推進する必要がある。

【推進方針】

■救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り、整備を促進する必要があるため、関係機関に対し整備を要望する。

■被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化事業を実施する。

※1 ローリングストック
災害時に備え、普段から多めに食材や加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足し、常に一定の食料を備蓄しておく方法

※2 流通備蓄
地域内の事業者にあらかじめ協力を依頼し、在庫の食料や日用品などを災害用に活用すること

生活・環境

④公助による食料等の備蓄

【評価】

■大規模災害時における流通機能の停止や救援物資の到着遅延に備え、令和 2 年に備蓄計画を作成し食料・飲料水及び避難所の初動対応に必要な資機材等を整備している。県が新たに備蓄方針を見直したことにより、当市の実情に合わせて品目、数量を再検討し備蓄計画を見直す必要がある。

■整備した備蓄品は防災倉庫等へ保管しているため、各避難所へ備蓄品を輸送するための車両を確保する必要がある。

【推進方針】

■大規模災害時の流通機能の停止や救援物資の到着遅延に備え、新たな備蓄計画に基づき、食料・飲料水及び避難所の初動対応に必要な資機材等について、計画的な整備を進め、備蓄物資の数量、保管場所、賞味・使用期限等を適切に管理する。

■公用車を更新する際に軽貨物車とするなど、各避難所へ備蓄品を輸送するための車両を確保し、災害時に必要な物資を迅速に供給できる体制を整備する。

生活・環境

⑤水道施設の耐震化・老朽化対策の推進

【評価】

■水道施設の適正な維持管理を行うとともに、耐震化・老朽化対策を進める必要がある。

【推進方針】

■水道施設の適正な維持管理を行うとともに、給水区域内の重要な管路をあらかじめ設定し、優先的に耐震化・老朽化対策を進める。

生活・環境

⑥応急給水体制の確保

【評価】

■医療施設、避難所等の防災拠点施設への応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。

【推進方針】

■医療施設、避難所等の防災拠点施設への応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進め、供給協定に基づき各種事業者等との連携体制を図る。

健康・医療・福祉

⑦災害ボランティアの受入れに係る連絡体制の整備

【評価】

■災害時、災害ボランティア活動が円滑に実施できるよう社会福祉協議会に登録している災害ボランティアやその他 NPO 等への災害発生時の連絡体制を強化し、ボランティアの受入れ体制の整備に向けた取組を促進する必要がある。

【推進方針】

■社会福祉協議会に登録している災害ボランティアやその他 NPO 等への災害発生時の連絡体制を確立するとともに、市総合防災訓練において災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施するなどし、ボランティアの受入れ体制を整備する。

(2)-5　多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

生活・環境　市民活動・行政活動

①孤立する可能性のある集落との通信手段の確保

【評価】

■孤立する可能性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて、被災状況等の情報を共有するため、自治会長等との通信手段を確保する必要があることから、自治会長等を中心とした自治会等情報発信システムへの登録を進め、有事の連絡手段構築を図ってきた。しかし、現行では 9 割が自動音声による電話登録であるため、聞き漏らした場合には文字として残らないことで、後から見返すことができないという課題がある。

【推進方針】

■自治会長等情報配信システムは、登録済みの自治会長等の連絡先へ、有事の際に一括して情報発信が可能なツールであるため、引き続き、孤立可能性集落を含む各自治会へ登録を促していく。自動音声による電話登録の課題解決に向けて、オプションである SMS（ショートメール）発信機能の導入を検討し、より効果的な情報発信体制の構築を行う。

生活・環境

②孤立する可能性のある集落への緊急輸送道路等の機能確保

【評価】

■被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立する可能性のある集落へのアクセスルートにおける落石や雪崩等の危険箇所対策、橋梁や道路の長寿命化を推進する必要がある。

【推進方針】

■孤立する可能性のある集落へのアクセスルートについて、落石や雪崩等の危険箇所対策、橋梁や道路の長寿命化を実施する。なお、橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に維持管理・更新事業を実施する。

生活・環境

③ヘリコプター離着陸可能場所の確保

【評価】

■孤立する可能性のある集落への避難物資等の輸送手段として必要となるヘリコプターの離着陸場所を確保する必要がある。

【推進方針】

■地域防災計画において、ヘリポート適地をあらかじめ選定するとともに、緊急輸送時に関係機関と連携して対応するための体制を構築する。

生活・環境

④ドローンの活用

【評価】

■発生する孤立集落は、山間部が多いことが想定されることから、物資輸送等については、ヘリコプターによるアクセスが難しい可能性がある。

【推進方針】

■ドローンの活用を検討するため、ドローンを保有する企業と協定を締結するなどし、連携を強化する。

(2)-6　大規模な自然災害と感染症との同時発生

生活・環境

①下水道施設の整備及び広域化

【評価】

■被災地における疫病や感染症の発生を防ぐため、下水道及び合併浄化槽の各エリアの整備を推進する必要がある。

■災害リスクを減らすため、下水道施設（農業集落排水施設含む）の耐震化や長寿命化を促進するとともに、農業集落排水施設の広域化（共同化含む）を図る必要がある。

【推進方針】

■下水道未普及地区である市街地、加治地区を重点的に整備し、令和 25 年度の完了を目指す。

■下水道施設の整備や耐震化等、計画的な施設更新により長寿命化を促進する。また、農業集落排水施設の流域下水道接続による広域化については、計画的に取組を進めており、接続が完了していない島潟地区についても令和 9 年度に接続完了を予定している。

生活・環境

②非常用トイレの確保

【評価】

■大規模災害時における避難所等の衛生環境を確保するため、携帯トイレ等の災害用トイレの備蓄を進めている。一方、発災直後は上下水道等の被害によりトイレが使用できなくなることが想定されるため、携帯トイレ等の必要数量を確保するとともに、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ※1 等を含め、避難者数や施設の状況に応じて適切なトイレを確保できる体制を整備する必要がある。

【推進方針】

■想定避難者数や上下水道の被害等を踏まえ、携帯トイレ等の必要数量を計画的に備蓄するとともに、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ等を含め、災害時に必要なトイレを確保できる体制の整備を進めるとともに、し尿処理体制の整備を図る。

生活・環境　市民活動・行政活動

③衛生環境の整備

【評価】

■災害時における感染症の発生防止のため、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策が実施できるよう、平時から関係機関や防疫薬品事業者等と連携体制を構築する必要があるが、大規模災害時における体制が構築されていない。

■通常、火葬許可申請については、葬祭事業者、市、葬斎センターが連絡を取り合い発行することになる。現状、葬儀業者は葬斎センターにオンラインで火葬予約が可能となっているが、市が許可書を発行する際には、葬斎センターに火葬日時を電話確認する必要があることから、災害時にも滞りなく火葬業務が遂行できるよう、平時から葬祭関係団体等と埋火葬体制を整備する必要がある。

【推進方針】

■大規模災害時の感染症予防対策が実施できるよう、関係機関や防疫薬品事業者等と連携体制を構築するとともに、災害のケースに対応した、実施マニュアルの整備を検討する。

■火葬業務を円滑に実施するため、平時から葬祭関係団体等と埋火葬体制を整備する。

※1 マンホールトイレ
下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座や小型テントを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの

健康・医療・福祉

④感染症の発生・まん延防止対策

【評価】

■感染症の発生予防・まん延防止のため、各種予防接種の推進や感染予防に関する普及啓発及びマスクやアルコール消毒液などの感染症対策物資の備蓄と管理を実施する必要がある。

■見直し後の「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づいた体制整備や新たな感染症に備えた対策、感染症予防策としての口腔ケア対策も強化していく必要がある。

【推進方針】

■各種予防接種の推進や感染予防に関する普及啓発を継続するとともに、引き続き衛生物品の適切な更新・備蓄を進める。

■見直し後の「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づいた体制整備、新たな感染症の正確な情報収集、感染症予防策としての口腔ケア対策の強化を図る。

（３） 必要不可欠な行政機能を確保する

(3)-1　市役所機能の機能不全

生活・環境

①災害時における行政機関相互の通信手段の確保

【評価】

■大規模な地震発生時に通信事業者の回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県総合防災情報システムや県防災行政無線を整備しているが、システムの老朽化や故障により災害時に使用できないといった状況が発生しないよう定期的に機械機器の点検・更新を行う必要がある。

【推進方針】

■県総合防災情報システムや県防災行政無線について、引き続き安定的な運用が図られるよう定期的に機械機器の点検・更新を行う。

生活・環境

②他自治体等との相互応援・受援体制の強化

【評価】

■広域かつ大規模な災害が発生し、市単独では十分な応急復旧対策が行えない事態に備え、同一災害による被害を受けにくい遠隔地の自治体と相互応援協定を締結し、年１回担当者及び連絡先の確認を行い、連携強化に取り組んでいるが、災害時の受援体制が整っていない。

【推進方針】

■相互応援協定締結自治体等と引き続き連携強化に努め、必要に応じ、新たな相互応援協定の締結を進める。また、受援体制を強化するため、受援計画を作成する。

生活・環境　市民活動・行政活動

③市の業務継続計画（BCP）の整備

【評価】

■大規模な地震や異常気象等による広域的かつ長期的な災害発生時にも、業務継続を図り、復旧・復興に取り組みながら、市民生活に密着した行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「災害時行動マニュアル」に基づき、災害時に優先すべき業務を定め、優先順位に応じて業務を継続することとしているが、より具体的な業務継続計画を策定する必要がある。

【推進方針】

■国の手引に基づき、市役所機能の維持や職員体制の確保、非常用電源や通信手段の確保など、業務継続に必要な事項について現状と課題を整理し、より具体的かつ実効性のある業務継続計画を策定する。

生活・環境　市民活動・行政活動

④災害対策本部の機能強化

【評価】

■本庁舎が被災した場合の代替施設の選定、非常用電源の確保、通信手段の確保を検討しておく必要がある。また、物資の備蓄、各種システムデータ等のバックアップ体制を整備する必要がある。

■各対策部は災害時迅速に行動できるように平時から役割を認識しておく必要がある。

【推進方針】

■災害対策本部執務室等の非常用電源稼働時に使用できる電灯やコンセントの位置を平時から確認するとともに、代替施設への必要物資の整備及び通信機器等の確保、各種システムデータ等のバックアップ体制を強化する。

■災害対策本部要員に対し、各種研修や市総合防災訓練等の様々な訓練を継続して行い、災害対応能力の向上に努める。

市民活動・行政活動

⑤ＩＴ部門における業務継続体制の整備

【評価】

■非常時でも優先的に実施する必要がある業務に不可欠な情報システムの ICT-BCP（情報システムの業務継続計画）を策定しているが、人事異動や機構改革、社会情勢の変化などから、策定時の状況から前提が刻々と変化しつつある。また、市の「災害時行動マニュアル」とも整合を図る必要がある。

【推進方針】

■毎年度または必要に応じ、ICT－BCP を点検及び見直していくことで、当計画の目的を果たす。

（４） 経済活動を機能不全に陥らせない

(4)-1　災害等の影響により企業等の事業活動が停滞する事態

産業

①企業等の事業継続計画（BCP）の策定促進

【評価】

■災害発生時に、企業等が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも、できるだけ早期に復旧できるようにするため、あらかじめ事業継続計画（ＢＣＰ）を策定しておくことが極めて重要であることから、市内企業における BCP 策定を促進する必要がある。

【推進方針】

■新発田商工会議所・しばた商工会は BCP を認定済みであるため、商工会議所や商工会等の関係機関と連携し、市内企業における BCP 策定を促進する。

(4)-2　有害物質の大規模拡散・流出

生活・環境

①有害物質等の漏えい対策

【評価】

■大規模災害における有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、国・県、有害物質等を貯蔵する事業者との情報共有を図るための連絡体制は整備されているが、連絡後の対応が整理されていない。

【推進方針】

■有害物質の事故発生時に関係機関へ連絡した後の対応について、詳細を検討する。

(4)-3　金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

産業

①金融機関の事業継続計画（BCP）の策定促進及び金融支援

【評価】

■市内中小企業者の経営を支援するため、平時から市内７金融機関及び県信用保証協会等の関係機関と連携し制度融資を行っている。災害時には、被災した市民や事業者が生活や事業の継続・復旧のために必要な資金を速やかに調達できるよう、金融サービスの早期復旧体制を整える必要がある。

■災害規模に応じた制度融資やセーフティーネット保証等の手続き、それらに関する柔軟な対応について、金融機関等と連携して行う必要がある。

【推進方針】

■災害時、金融サービスの早期復旧が被災者の生活や事業に必要な資金を速やかに調達できることから、金融機関の事業継続計画（BCP）策定を促進する。

■災害規模に応じた新たな融資制度やセーフティーネット保証等の手続き、それらに関する柔軟な対応など、金融機関等と連携した金融支援を行う。

(4)-4　食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

生活・環境

①食料等の備蓄・調達体制の整備

【評価】

■災害時に市民の生活を確保するため、食料・飲料水、生活物資及び避難所運営に必要な資機材等の公的備蓄を計画的に整備するとともに、事業者等との救援協定に基づく流通備蓄の確保を進めている。一方、大規模災害時には必要物資が急激に不足することが想定されるため、公的備蓄と流通備蓄を組み合わせ、必要な物資を迅速かつ安定的に確保できる体制を維持・強化する必要がある。

【推進方針】

■備蓄計画に基づき、食料・飲料水、生活物資及び避難所運営に必要な資機材等を計画的に備蓄するとともに、事業者等との救援協定に基づく流通備蓄を確保し、公的備蓄と流通備蓄を組み合わせた災害時の物資供給体制の充実を図る。

生活・環境

②自助・共助による食料等の備蓄（再掲）

【評価】

■家庭や地域における災害時の備蓄を促進するため、市民に対し、最低 1 人につき 3 日分、推奨 1 週間分の食料・飲料水の家庭備蓄について、防災出前講座や防災訓練等を通じた周知・啓発を行っている。災害発生時に公的支援が直ちに行き届かない場合に備え、各家庭における備蓄の必要性について今後も継続的に周知し、実際の備蓄行動につなげる必要がある。

【推進方針】

■大規模災害発生時における公的支援の不足や遅れに備え、市民一人ひとりが必要な食料・飲料水等を確保できるよう、最低 3 日分、推奨 1 週間分の家庭備蓄の必要性について、広報や防災講座、訓練等の様々な機会を通じて継続的に周知・啓発する。また、ローリングストック等、日常生活に取り入れやすい備蓄方法についても普及を図る。

生活・環境

③支援物資の供給等に係る協力体制の整備・拡充（再掲）

【評価】

■県内外の自治体との災害時相互応援協定や民間事業者等との災害時救援協定を締結しているが、協定に基づき協力を要請する際の手順が明確となっていない。

■不測の事態を想定し、流通備蓄による支援体制を強化する必要がある。

【推進方針】

■災害時救援協定締結先との定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うとともに、協力を要請する際の手順を明確化する。

■生命に関わる物資等の流通備蓄による支援体制の拡充を図る。

(4)-5　異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

生活・環境

①水の安定供給

【評価】

■異常渇水による生活や産業への影響を最小限に抑えるため、水利調整等の対策を検討する必要がある。

【推進方針】

■関係機関と連携して水利調整等の対策を検討する。

(4)-6　農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下

生活・環境

①農業用水利施設等の保全管理の促進

【評価】

■農業・農村の営みは洪水防止機能や土砂崩落防止機能など多面的機能を有しているが、農業水利が枯渇した場合や農地の荒廃により多面的機能が失われる可能性がある。

【推進方針】

■農業水利施設（土地改良施設）等の改修や補修により、農村の多面的機能の発揮を支援する。

産業

②農地・森林等の荒廃防止

【評価】

■高齢化等により農林業の担い手が減少し、農地に関しては遊休農地の増加が懸念される。農地・森林等が荒廃することにより農地・森林が有する多面的機能が低下するため、災害による被害が拡大するおそれがある。

【推進方針】

■担い手不足に対応するため農林業等の生産活動に対する支援を実施し、農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐ。

産業

③森林の適切な整備・保全

【評価】

■森林の公益機能を維持するため、また、集中豪雨等による土石・土砂の流出などの山地災害を防止するため、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対策を図る必要がある。里山林などの保全管理に対する国の交付金の交付対象外となる活動組織に対して、市の支援策として森林環境譲与税を活用し、引き続き、里山林を適切な状態に維持してもらう必要がある。

【推進方針】

■国の交付金と市の補助金による支援により、荒廃した里山林の整備を引き続き支援する。

（５） 情報通信サービス、電力等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(5)-1　テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができないことによる避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

生活・環境　市民活動・行政活動

①防災拠点施設等の電力・燃料の確保

【評価】

■本庁舎においては、災害による停電発生後、都市ガスを燃料とする発電機が起動し、災害対策本部をはじめ、必要最小限の箇所に電力が供給され、防災拠点の機能維持を図っている。また、地震等が発生した場合でも都市ガスを供給できるよう地震等の災害に強い中圧導管を用いたコジェネレーションシステムを導入し、非常用電源の確保に努めているが、長期間の停電やガスの供給が途絶えた場合の対策を検討する必要がある。

■各支所においては、停電等により支所機能が停止する事態が想定される。

【推進方針】

■災害により電力供給が停止した事態に備え、災害対策本部や現地災害対策本部を設置する庁舎等、防災上重要な施設について、非常用電源の確保を推進するとともに、必要な燃料を確保するため、災害協定に基づき、燃料供給事業者等と平時から連携強化を図り、災害時の迅速な燃料供給体制を構築する。

■各支所へ支所機能が停止しないよう、蓄電装置や発電機を設置する。停電の長期化が見込まれる場合は電源車の配備を検討する。

生活・環境

②災害時における行政機関相互の通信手段の確保（再掲）

【評価】

■大規模な地震発生時に通信事業者の回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県総合防災情報システムや県防災行政無線を整備しているが、システムの老朽化や故障により災害時に使用できないといった状況が発生しないよう定期的に機械機器の点検・更新を行う必要がある。

【推進方針】

■県総合防災情報システムや県防災行政無線について、引き続き安定的な運用が図られるよう定期的に機械機器の点検・更新を行う。

生活・環境　市民活動・行政活動

③災害情報伝達手段の確保

【評価】

■テレビやラジオ、通信サービス等が停止した場合に備え、多様な情報伝達手段を確立する必要がある。

【推進方針】

■テレビ・ラジオ放送等の中断の際も、市民に災害情報が提供できるよう、緊急速報メール※1、Ｊアラート※2（全国瞬時警報システム）、新発田あんしんメール、市ホームページ、市公式 SNS 等を活用し、効果的かつ多様な情報伝達手段の確保を図る。

■通信サービスが停止した場合、消防団車両や市広報車両による情報伝達や自治会組織を活用した地域住民による情報伝達に努める。

※1 緊急速報メール
携帯電話事業者が気象庁から配信される「緊急地震速報」や「津波警報」、地方公共団体から配信される「災害・避難情報」をサービスエリア内の携帯電話等に一斉に送信するシステム

※2 Ｊアラート
弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人口衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、緊急告知エフエムラジオなどを自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステム

生活・環境　市民活動・行政活動

④在留外国人に対する情報提供

【評価】

■近年、技能実習（令和９年より育成就労）や特定技能の在留資格で当市に住む外国人が増加しているため、大規模災害時に外国人に対する支援が円滑かつ断続的に行えるよう、避難所開設時の通訳業務支援などを行う外国人キーパーソンの発掘と合わせて、外国人を雇用している事業者や外国人が多く住む自治会との連携も必要となってきている。

【推進方針】

■在住外国人防災セミナーや市総合防災訓練に多くの外国人住民の参加を促すため、外国人を雇用している事業者や関係団体等との連携を強化する。

生活・環境

⑤防災訓練の充実

【評価】

■大規模災害時における情報収集・伝達機能の喪失を想定し、市内の各地域内における防災関係機関・団体と地域住民との連携強化を図ることを目的に、市総合防災訓練や地区防災・避難訓練を実施している。地区防災・避難訓練においては、担当課、社会福祉協議会等関係団体の職員が参加することにより訓練の充実を図り、市総合防災訓練においては、会場となる地域の自主防災組織による避難所運営訓練の他、災害協定を締結している関係機関・団体等の参加により、地域防災力の向上に向けた訓練を実施している。

【推進方針】

■大規模災害による甚大な被害を想定し、平時から防災関係機関、民間団体及び自治会・自主防災組織などの連携を強化するため、各地域における市総合防災訓練を継続して実施するとともに、各地域の特性に応じた訓練内容とすることで、地域防災力のさらなる向上を図る。

生活・環境

⑥防災意識等の啓発

【評価】

■防災気象情報や災害情報に基づく、迅速かつ具体的な避難情報の発令体制を整備し対応に努めているが、避難情報に基づく市民の避難行動が低調傾向にある。

【推進方針】

■防災気象情報や災害情報、市からの避難情報に基づき、自ら判断・選択した避難行動の習性化や防災意識の高揚に繋がる啓発活動を実施する。

生活・環境　健康・医療・福祉

⑦避難行動要支援者対策の促進

【評価】

■災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者について、事前提供名簿への登録を進めているが、名簿への登録だけでは実際の避難支援につながらないことから、本人の状況や地域の実情を踏まえた個別避難計画の作成を推進し、災害時に実効性のある支援につなげる必要がある。

■新発田市避難行動要支援者避難支援プラン※1（H27.11 策定）に基づき、自治会等が主導的に個別避難計画の作成に取組んでもらうため、モデル事業の実施や、作成ガイドブックを作成し、取組みの推進を図ってきたが、自治会等による個別避難計画の作成は一部に限定されており、全域的には進んでいない状況である。

【推進方針】

■避難行動要支援者の迅速かつ円滑な避難を支援するため、事前提供名簿への登録を促進するとともに、本人又は本人の家族による個別避難計画の作成を進め、地域による避難支援体制の充実を図る。

■避難行動要支援プランを抜本的に見直し、緊急性の高い新基準での対象者を明確にして、個別避難計画の策定を進める。具体的な支援内容等の調整のために福祉等関係機関との連絡会議を開催し、令和 9 年度中に新基準対象者へ改めて、名簿の情報提供意向確認及び登録申請の案内を送付する。

生活・環境　市民活動・行政活動

⑧情報通信手段の確保

【評価】

■被害状況の把握を迅速かつ的確に実施し、避難情報発令の判断を行うため、通信施設が被災した場合の代替通信手段を確保する必要がある。

【推進方針】

■公共安全モバイルシステムや衛星通信等により通信手段の確保を図る。

教育・文化

⑨防災教育の充実

【評価】

■あらゆる災害に的確に対応する能力・知識を習得し、災害による被害の軽減を図るため、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を推進する必要がある。文部科学省の指導のもと、災害リスクの認識、的確な避難行動、地域社会への貢献（3 つの柱）を学ぶ教育を進めているが、教育現場の負担など、多くの課題を抱えている。

■小学 4 年生を対象に、避難所体験や防災レクリエーションを通じて、災害が起きても「自分のいのちは自分で守る」を学ぶ防災キャンプを実施している。平成 28 年の事業開始から 10 年が経過し、教育課程の一環として定着してきているが、学校の理解と協力を継続して得るために教員 OB をコーディネーターとして採用するなど、連携維持に時間を費やしている。

【推進方針】

■新潟県防災教育プログラムは、平成 26 年度から、県内の全小・中学校で行われており、子どもたちが「災害から生き抜く力」を身につけることを最優先の目的としているため、市内小・中学校の教育課程に防災教育を位置付け、継続的に実施する。

■防災キャンプについて、今後も学校と密接な連携を図りながら事業を推進していくため、教員 OB の雇用の継続と防災教育指導のスキルアップのための研修会の充実に努める。

※1 新発田市避難行動要支援者避難支援プラン
災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に自力で避難することが難しく、支援が必要となる高齢者や障がい者などの方々を対象として、災害情報を的確に伝達し、早期に安全な場所へ避難することができる支援体制を構築し、地域で支え合い災害に強いまちづくりを推進するため、避難行動要支援者名簿の作成及び平時における関係機関への情報提供など必要な事項を定めることを目的として策定した計画

(5)-2　電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

生活・環境

①ライフラインの災害対応力の強化

【評価】

■災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関へ施設等の耐震性の強化を働きかける必要がある。

【推進方針】

■災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、施設等の耐震性の強化を働きかけるとともに、代替機能の確保等、関係機関と連携しながら災害対応能力の強化に努める。

生活・環境

②緊急輸送道路等の機能確保（再掲）

【評価】

■救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を促進する必要がある。

■被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化を推進する必要がある。

【推進方針】

■救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り、整備を促進する必要があるため、関係機関に対し整備を要望する。

■被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化事業を実施する。

生活・環境　市民活動・行政活動

③防災拠点施設等の電力・燃料の確保（再掲）

【評価】

■本庁舎においては、災害による停電発生後、都市ガスを燃料とする発電機が起動し、災害対策本部をはじめ、必要最小限の箇所に電力が供給され、防災拠点の機能維持を図っている。また、地震等が発生した場合でも都市ガスを供給できるよう地震等の災害に強い中圧導管を用いたコジェネレーションシステムを導入し、非常用電源の確保に努めているが、長期間の停電やガスの供給が途絶えた場合の対策を検討する必要がある。

■各支所においては、停電等により支所機能が停止する事態が想定される。

【推進方針】

■災害により電力供給が停止した事態に備え、災害対策本部や現地災害対策本部を設置する庁舎等、防災上重要な施設について、非常用電源の確保を推進するとともに、必要な燃料を確保するため、災害協定に基づき、燃料供給事業者等と平時から連携強化を図り、災害時の迅速な燃料供給体制を構築する。

■各支所へ支所機能が停止しないよう、蓄電装置や発電機を設置する。停電の長期化が見込まれる場合は電源車の配備を検討する。

(5)-3　都市ガス供給・石油・ＬＰガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

生活・環境

①エネルギー供給事業者との連携強化

【評価】

■災害時においても安定的にエネルギー供給を実施することができるよう、日頃から関係機関と連携体制を確立する必要がある。

【推進方針】

■エネルギー供給の長期途絶を回避するため、エネルギー供給事業者と連携を強化し、災害時においても安定的にエネルギー供給を実施することができるよう、協定を締結している関係機関と災害時の連絡体制について確認を行う。

生活・環境

②ライフラインの災害対応力の強化（再掲）

【評価】

■災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関へ施設等の耐震性の強化を働きかける必要がある。

【推進方針】

■災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、施設等の耐震性の強化を働きかけるとともに、代替機能の確保等、関係機関と連携しながら災害対応能力の強化に努める。

生活・環境

③緊急輸送道路等の機能確保（再掲）

【評価】

■救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を促進する必要がある。

■被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化を推進する必要がある。

【推進方針】

■救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り、整備を促進する必要があるため、関係機関に対し整備を要望する。

■被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化事業を実施する。

(5)-4　上下水道施設の長期間にわたる機能停止

生活・環境

①水道施設の耐震化・老朽化対策の推進（再掲）

【評価】

■水道施設の適正な維持管理を行うとともに、耐震化・老朽化対策を進める必要がある。

【推進方針】

■水道施設の適正な維持管理を行うとともに、給水区域内の重要な管路をあらかじめ設定し、優先的に耐震化・老朽化対策を進める。

生活・環境

②電力供給停止時の電源確保

【評価】

■水道施設は、取送水ポンプ、電気計装設備、消毒設備、遠方監視装置に電源供給が不可欠であることから、電力供給が停止した場合、給水が停止する危険がある。

【推進方針】

■電力供給が停止した際にも安定した給水ができるよう、非常用電源を確保する。

生活・環境

③上水道事業の業務継続体制等の整備

【評価】

■大規模な地震や異常気象等による広域的かつ長期的な災害発生時にも、業務継続を図り、給水業務を維持する必要がある。

【推進方針】

■災害発生時も、業務継続を図り、復旧・復興に取り組みながら、給水業務を維持するため、業務継続計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制を整備する。

生活・環境

④給水応援体制の充実・強化

【評価】

■災害時、給水が停止しないよう給水応援体制の充実強化を図る必要がある。

【推進方針】

■災害時における他水道事業者との応急給水・応急復旧、燃料確保等に関する応援協定等の締結や民間事業者との協定等により給水応援体制の充実強化を図る。

生活・環境

⑤汚水処理施設の耐震化・耐水化の推進

【評価】

■月岡浄化センターの耐震化と加治川浄化センターの耐水化を図る必要がある。

【推進方針】

■汚水処理施設について、計画的に耐震化を進めるため、まずは月岡浄化センターの耐震化を図る。

生活・環境

⑥下水道施設の適正な維持管理

【評価】

■機械・電気機器関係の下水道施設で、耐用年数を超過しているものをストックマネジメント※1計画により更新する必要がある。

■農業集落排水施設の長寿命化計画で完了していない宮古木地区の改築・更新を実施する必要がある。

【推進方針】

■ストックマネジメント計画による機械・電気機器の更新を継続して実施していく。

■農業集落排水施設について、宮古木地区の改築・更新工事を完了する。

※1 ストックマネジメント
施設が壊れる前に、劣化や変状の度合いを事前に把握し、計画的に補修工事を行うことで、施設の寿命を伸ばし、費用を抑える等の取組

(5)-5　地域生活に重要な交通ネットワークの長期間の機能停止

生活・環境

①道路施設の防災対策・老朽化対策の推進（再掲）

【評価】

■道路施設（橋梁、トンネル、付属構造物、舗装）について、老朽化が進んでいる状況であり、災害発生時の損傷リスクが高まっている。

【推進方針】

■長寿命化修繕計画に基づき、計画的に維持管理・更新事業を実施する。

生活・環境

②緊急輸送道路等の機能確保（再掲）

【評価】

■救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を促進する必要がある。

■被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化を推進する必要がある。

【推進方針】

■救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り、整備を促進する必要があるため、関係機関に対し整備を要望する。

■被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化事業を実施する。

市民活動・行政活動

③路線バス等地域公共交通の確保（再掲）

【評価】

■道路管理者、バス事業者及びタクシー事業者等の関係機関と有事の際の協力体制や役割、手法などについて意思共有を図るため、参集範囲の検討や関係機関等への働きかけを行い、情報交換及び連携体制を確立させる必要がある。

【推進方針】

■災害発生に伴い、道路等が寸断され、路線バス等地域公共交通の運行が困難な場合、代替手段や迂回・臨時運行等により地域公共交通を確保するため、平時から有事の際における協力体制や役割、手法などについて意思共有を図るなど、関係機関との連携体制を強化する。

生活・環境

④空家対策の推進（再掲）

【評価】

■老朽化し適切に管理されていない空家等は、被災時に倒壊や部材の飛散、火災の延焼などを引き起こし、周辺の住民や道路を巻き込む危険性が高いことから、平時から空家等所有者に対する啓発を行う必要がある。

■管理不全な空家等を、特定空家等に認定し除却に必要な支援を推進する必要がある。

【推進方針】

■被災時の被害を最小限に抑えるため、平時から空家等の所有者に対し空家等を適切に管理するよう啓発に努める。

■管理不全な空家等は、新発田市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、特定空家等に認定する。また、除却に必要な支援を推進する。

生活・環境

⑤緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進（再掲）

【評価】

■地震時に沿道建築物やブロック塀等が倒壊すると、緊急輸送道路や避難路が閉塞され、避難・救助・消火及び復興活動の妨げとなる。これにより被害がさらに拡大するおそれがあるため、これら沿道建築物等の耐震化を促進することが課題である。

【推進方針】

■震災被害の最小化及び早期復旧を図るため、新発田市耐震改修促進計画に基づき、特定建築物の所有者へ耐震診断や耐震改修について必要な指導・助言を行う。併せて、沿道建築物やブロック塀等の耐震化を促進する。

（６） 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

(6)-1　自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

生活・環境

①地域防災力の強化（再掲）

【評価】

■自助・共助による地域防災力の強化に向けて、新発田市防災協会と連携して防災士の確保を進めるとともに、女性や中壮年層をはじめとする幅広い世代の参画意識を醸成する取組が必要である。

【推進方針】

■自主防災組織による活動の重要性について理解促進を図り、実効性ある活動に繋げるとともに、幅広い世代からの参画により地域防災力の強化を推進する。

生活・環境　健康・医療・福祉

②避難行動要支援者対策の促進（再掲）

【評価】

■災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者について、事前提供名簿への登録を進めているが、名簿への登録だけでは実際の避難支援につながらないことから、本人の状況や地域の実情を踏まえた個別避難計画の作成を推進し、災害時に実効性のある支援につなげる必要がある。

■新発田市避難行動要支援者避難支援プラン（H27.11 策定）に基づき、自治会等が主導的に個別避難計画の作成に取組んでもらうため、モデル事業の実施や、作成ガイドブックを作成し、取組みの推進を図ってきたが、自治会等による個別避難計画の作成は一部に限定されており、全域的には進んでいない状況である。

【推進方針】

■避難行動要支援者の迅速かつ円滑な避難を支援するため、事前提供名簿への登録を促進するとともに、本人又は本人の家族による個別避難計画の作成を進め、地域による避難支援体制の充実を図る。

■避難行動要支援プランを抜本的に見直し、緊急性の高い新基準での対象者を明確にして、個別避難計画の策定を進める。具体的な支援内容等の調整のために福祉等関係機関との連絡会議を開催し、令和９年度中に新基準対象者へ改めて、名簿の情報提供意向確認及び登録申請の案内を送付する。

健康・医療・福祉

③被災者生活再建支援体制の整備

【評価】

■被災者生活再建支援制度について迅速かつ的確に事務処理手続きを行えるよう、体制の整備に向けた取組を進めるとともに平時から支援制度を市民に周知する必要がある。

【推進方針】

■大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であることから、平時から事務処理方法を確認するなど、体制の整備に向けた取組を進めるとともに平時から支援制度を市民に周知する。

市民活動・行政活動

④地域コミュニティカの維持

【評価】

■大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担の下に防災・減災対策を講じることが不可欠であり、特に「共助」の基盤となる地域コミュニティは、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されている。地域コミュニティカを維持していくためには、地域行事や防災訓練、清掃活動などを通じた住民同士の交流が必要不可欠であり、特に地域をまとめる担い手の育成が重要かつ喫緊の課題となっている。また、世帯数の減少により自治会の存続自体が危ぶまれるところが出てきている。

【推進方針】

■次世代のリーダーとなる若い世代が、自然に地域コミュニティ活動に関わっていけるよう、自治会に促していく。世帯数の減少が著しく自治会の存続自体が危ぶまれるところに対しては、持続可能な自治会運営について、新発田市自治会連合会等と検討していく。

(6)-2　災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

生活・環境

①建設関係団体との連携強化

【評価】

■新発田地区防災協議会をはじめとした、建設分野における団体との災害時救援協定を活かし、災害時に応急対策が迅速かつ効果的に行えるよう、一層の連携強化を図る必要がある。

【推進方針】

■災害時救援協定に基づき、災害が発生又は発生するおそれがある場合の現地パトロール、災害時の応急対策は円滑に実施しているため、今後も応急対策が確実に行えるよう、連携を維持する。

(6)-3　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

生活・環境

①災害廃棄物処理計画の見直し・仮置場候補地の想定

【評価】

■災害廃棄物の処理体制を構築するため、市災害廃棄物処理計画を令和 2 年 10 月に策定しているが、近年の災害等を踏まえ、見直しを行う必要がある。

■災害廃棄物の仮置場が選定されていないことにより、復旧作業の遅れが懸念されるため、あらかじめ仮置場候補地を想定する必要がある。

【推進方針】

■市災害廃棄物処理計画について改訂作業を進めていく。

■災害廃棄物の仮置場候補地については、候補地の想定、行動マニュアルの策定を進める。同時に、外部団体等との連携体制の構築にも着手し、有事に備える。

(6)-4　貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

教育・文化

①文化財等の耐震化等の促進

【評価】

■大規模災害時においても文化財の適正な保存・活用が図られるよう、令和 5 年度に文化財保存活用地域計画を策定した。計画に基づき適正な保存を促進し、当市の文化財である新発田城旧二の丸隅櫓の耐震工事や文化財防火デーでの普及啓発を行う一方で、新発田城本丸表門の耐震化や文化財保存活用地域計画の実効性向上など、さらなる防災対策の推進が課題である。

【推進方針】

■今後も新発田城本丸表門の耐震工事をはじめとする未実施の対策を推進し、文化財保存活用地域計画の実効性を高める地域連携と普及啓発を継続することで、文化財の防災対策を強化する。

(6)-5　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

生活・環境

①国土調査の実施（再掲）

【評価】

■迅速な復旧・復興には土地境界を明確にしておくことが重要であるため、市街地等の国土調査の推進を図る必要があるが、財源である県負担金が要望額から減額交付され、事業進捗に影響を与えている。

【推進方針】

■限られた財源を有効に活用し、事業関係者の理解と協力を得て、災害のおそれのある地域等の国土調査の推進を図る。

生活・環境

②応急仮設住宅等用地の確保

【評価】

■土木・建築対策部において、応急仮設住宅等用地の選定を行っているが、選定地が仮設住宅の建設に適しているかどうかあらかじめ確認する必要がある。

【推進方針】

■被災者の住まいの迅速な確保のため、建設予定地が仮設住宅等に適しているかを確認するとともに、新たな建設予定地について選定を進めていく。

健康・医療・福祉

③被災者生活再建支援体制の整備（再掲）

【評価】

■被災者生活再建支援制度について迅速かつ的確に事務処理手続きを行えるよう、体制の整備に向けた取組を進めるとともに平時から支援制度を市民に周知する必要がある。

【推進方針】

■大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であることから、平時から事務処理方法を確認するなど、体制の整備に向けた取組を進めるとともに平時から支援制度を市民に周知する。

市民活動・行政活動

④罹災証明書発行体制の整備

【評価】

■発災後、被災住宅等の被害認定調査、罹災証明書の発行などを円滑に行うため、県及び市において年 2 回住家被害認定調査等の研修を実施し、職員の人材育成に努めているが、避難所対応等、他の対策部の業務協力による人材不足が懸念される。

【推進方針】

■研修の対象を全庁的に拡大し、職員の人材育成・確保に努める。

(6)-6　風評被害による地域経済等への甚大な影響

産業

①風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信

【評価】

■風評被害により、観光客の減少や農作物の販売量の低下が懸念されるため、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

【推進方針】

■災害についての正確な被害情報等を収集し、観光地や農作物等に関する正しい情報を適時かつ的確に提供するため、定期的に情報発信を行う。また、平時から関係機関等との連携を図る。

4-2　主な推進方針に対する評価指標（KPI）

No	評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R10）	主な推進方針【対応するリスクシナリオ】
1	特定建築物耐震化率（建築課）	88%	95%	・住宅・建築物等の耐震化の促進【1-1】 ・緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進【1-1、5-5】
2	施設カルテの作成及び年間更新回数（財務課）	1 回	1 回	・公共施設等の耐震化・長寿命化対策の推進【1-1】
3	市道の改良率（地域整備課）	83.7%	86.2%	・緊急輸送道路等の機能確保【1-1、1-4、2-2、2-4、5-2、5-3、5-5】 ・道路施設の防災対策・老朽化対策の推進【1-4、5-5】
4	新発田市橋梁長寿命化修繕計画整備数（維持管理課）	61 橋	85 橋	・緊急輸送道路等の機能確保【1-1、1-4、2-2、2-4、5-2、5-3、5-5】 ・道路施設の防災対策・老朽化対策の推進【1-4、5-5】 ・孤立する可能性のある集落への緊急輸送道路等の機能確保【2-5】
5	指導等により適切な状態にされた空家等改善率（建築課）	76%	76%	・空家対策の推進【1-1、5-5】
6	空き家の除去費補助金の利用件数（累計）（建築課）	22 件	31 件	・空家対策の推進【1-1、5-5】
7	防災出前講座の開催率（講座実施済み自主防災組織数／全自主防災組織数）（地域安全課）	61.5%	65.0%	・家具等の転倒防止対策の推進【1-1】 ・地域防災力の強化【1-1、1-2、2-1、2-3、6-1】 ・市民等への防火対策の推進【1-2】 ・津波避難対策の推進【1-3】 ・津波ハザードマップを活用した津波防災体制の整備【1-3】 ・ハザードマップの周知・活用【1-4】 ・土砂災害ハザードマップの周知・活用及び警戒避難体制の整備【1-5】 ・災害情報伝達手段の確保【5-1】 ・防災意識等の啓発【5-1】
8	市総合防災訓練年間実施回数（地域安全課）	1 回	1 回	・家具等の転倒防止対策の推進【1-1】 ・自衛隊・警察・消防等との連携強化【2-1】 ・ライフラインの災害対応力の強化【5-2、5-3】
9	市民一人当たりの都市公園面積（維持管理課）	15.6 ㎡	15.8 ㎡	・避難場所等の指定・整備【1-1、1-3】
10	人口千人当たりの消防職員数（新発田地域広域消防本部）	1.4 人	1.5 人	・常備消防力の強化【1-1、1-2、2-1】
11	消防団員の充足率（地域安全課）	88.9%	88.9%	・消防団の充実・強化【1-1、1-2、2-1】
12	消防団幹部(分団長以上)の消防学校入校率（地域安全課）	71.4%	100%	・消防団の充実・強化【1-1、1-2、2-1】
13	自主防災組織率（地域安全課）	94.9%	96.0%	・地域防災力の強化【1-1、1-2、2-1、2-3、6-1】
14	救命講習・応急手当講習会参加者数（新発田地域広域消防本部）	1,014 人/年	1,500 人/年	・地域防災力の強化【1-1、1-2、2-1、2-3、6-1】

No	評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R10）	主な推進方針【対応するリスクシナリオ】
15	新発田市学校施設等長寿命化計画に基づく改修の件数（教育総務課）	6 件	11 件	・学校施設の機能強化と耐震化・長寿命化の推進【1-1】
16	学校のトイレ洋式化率（教育総務課）	98.6%	100.0%	・学校施設の機能強化と耐震化・長寿命化の推進【1-1】 ・避難生活環境の整備【2-3】
17	学校のバリアフリー化率（教育総務課）	67.1%	77.6%	・学校施設の機能強化と耐震化・長寿命化の推進【1-1】 ・避難生活環境の整備【2-3】
18	住宅用火災警報器設置率（新発田地域広域消防本部）	91.9%	95.0%	・市民等への防火対策の推進【1-2】
19	特定建築物定期報告率（建築課）	80%	85%	・事業所等の火災に対する安全対策【1-2】
20	公設消火栓の不良箇所数（地域安全課）	34 基	8 基	・消防水利の整備【1-2】
21	ハザードマップ見直し後の水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画策定率（地域安全課）	-	100%	・タイムラインの策定・運用【1-4】
22	要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく避難訓練実施率（地域安全課）	57%	80%	・タイムラインの策定・運用【1-4】
23	新発田あんしんメール登録数（地域安全課）	15,445 人 ※ライン 3,737 人	17,200 人	・タイムラインの策定・運用【1-4】 ・災害時における市民等への情報伝達手段の強化【1-4】 ・雪下ろし事故防止のための注意喚起【1-6】 ・災害情報伝達手段の確保【5-1】
24	有事における地域公共交通の確保に関する情報交換の実施回数（市民まちづくり支援課）	0 回/年	1 回/年	・路線バス等地域公共交通の確保【1-4、5-5】
25	緊急告知ＦＭラジオ配布数（地域安全課）	5,441 台	5,500 台	・災害時における市民等への情報伝達手段の強化【1-4】
26	国土調査の実施率（用地対策室）	51.6%	51.8%	・国土調査の実施【1-4、6-5】
27	ハザードマップ見直し後の土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画策定率（地域安全課）	-	100%	・土砂災害ハザードマップの周知・活用及び警戒避難体制の整備【1-5】
28	道路除雪業者の確保・充足率（維持管理課）	100%	100%	・道路の除雪体制等の確保【1-6】
29	福祉避難所数（地域安全課）	9 箇所	12 箇所	・福祉避難所の指定【2-2】
30	災害時応援協定の締結数（地域安全課）	65 企業	70 企業	・医薬品・衛生用品等の確保【2-2】 ・支援物資の供給等に係る協力体制の整備・拡充【2-4、4-4】 ・ドローンの活用【2-5】 ・衛生環境の整備【2-6】 ・食料等の備蓄・調達体制の整備【4-4】 ・エネルギー供給事業者との連携強化【5-3】

No	評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R10）	主な推進方針【対応するリスクシナリオ】
31	避難所運営委員会組織化率（地域安全課）	69.2%	80%	・避難生活環境の整備【2-3】
32	公用車の軽貨物車両数（総務課）	28 台	30 台	・避難生活環境の整備【2-3】 ・公助による食料等の備蓄【2-4】
33	備蓄について広報誌への年間記事掲載回数（地域安全課）	0 回	1 回	・自助・共助による食料等の備蓄【2-4、4-4】
34	令和 9 年度からの備蓄計画（5 カ年計画）に基づく備蓄食料充足率（備蓄食数／目標備蓄食数）（地域安全課）	36%	62%	・公助による食料等の備蓄【2-4】 ・食料等の備蓄・調達体制の整備【4-4】
35	令和 9 年度からの備蓄計画（5 カ年計画）に基づく備蓄飲料水充足率（備蓄飲料水数／目標備蓄飲料水数）（地域安全課）	100%	100%	・公助による食料等の備蓄【2-4】 ・食料等の備蓄・調達体制の整備【4-4】
36	古い鋳鉄管の更新率（業務課）	50%	55%	・水道施設の耐震化・老朽化対策の推進【2-4、5-4】
37	配水管基幹管路の耐震化率（業務課）	38.4%	45.0%	・水道施設の耐震化・老朽化対策の推進【2-4、5-4】
38	水道事業継続計画の検証・見直しの実施回数（業務課）	1 回/年	1 回/年	・水道施設の耐震化・老朽化対策の推進【2-4、5-4】
39	水道事業継続計画に基づく訓練の実施（業務課）	1 回/年	1 回/年	・応急給水体制の確保【2-4】
40	未普及地区の下水道整備率（下水道課）	80%	85%	・下水道施設の整備及び広域化【2-6】
41	農業集落排水施設島潟地区の流域下水道接続完了率（下水道課）	90%	100%	・下水道施設の整備及び広域化【2-6】
42	令和 9 年度からの備蓄計画（5 カ年計画）に基づく携帯トイレの備蓄充足率（備蓄数／目標数）（地域安全課）	62%	77%	・非常用トイレの確保【2-6】
43	予防接種法に基づく麻しん風しんワクチン（第 2 期）接種率（健康推進課）	82.1%	97%	・感染症の発生・まん延防止対策【2-6】
44	予防接種法に基づく第五混合ワクチン 1 期接種率（健康推進課）	98.6%	99.0%	・感染症の発生・まん延防止対策【2-6】
45	予防接種法に基づく高齢者インフルエンザワクチン接種率（健康推進課）	53.5%	57%	・感染症の発生・まん延防止対策【2-6】

No	評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R10）	主な推進方針【対応するリスクシナリオ】
46	防災拠点施設庁舎非常用電源設備の設置率（総務課・各支所）	75%	100%	・災害対策本部の機能強化【3-1】 ・防災拠点施設等の電力・燃料の確保【5-1、5-2】
47	ICT-BCP の点検及び見直し回数（情報政策課）	1 回/年	1 回/年	・ＩＴ部門における業務継続体制の整備【3-1】
48	事業継続計画策定に関する啓発活動回数（商工振興課）	4 回/年	5 回/年	・企業等の事業継続計画（BCP）の策定促進【4-1】
49	水利調整等の関係者との調整回数（浄水課）	2 回/年	2 回/年	・水の安定供給【4-5】
50	多面的機能支払交付金制度の取組率（地域整備課）	95%	95%	・農業用水利施設等の保全管理の促進【4-6】
51	荒廃農地面積（農林水産課）	70.7ha	69.5ha	・農地・森林等の荒廃防止【4-6】
52	森林・山村多面的機能発揮対策取組面積（農林水産課）	52.9ha	53.1ha	・森林の適切な整備・保全【4-6】
53	外国人キーパーソン数（市民まちづくり支援課）	3 人	6 人	・在留外国人に対する情報提供【5-1】
54	市総合防災訓練一般参加者数（地域安全課）	250 人	300 人	・防災訓練の充実【5-1】
55	令和８年度に改訂した新発田市避難行動要支援者避難支援プランに基づく対象者要件での個別避難計画の作成率（地域安全課・高齢福祉課・社会福祉課）	-	60%	・避難行動要支援者対策の促進【5-1、6-1】
56	防災キャンプに参加した児童の累計者数（生涯学習課）	7,579 人	9,619 人	・防災教育の充実【5-1】
57	水道施設における長時間にわたる電力供給停止区域（浄水課）	0%	0%	・電力供給停止時の電源確保【5-4】
58	災害時における水道施設応急対策業務の応援等に関する協定締結団体数（浄水課）	5 団体	5 団体	・電力供給停止時の電源確保【5-4】
59	月岡浄化センター耐震化の完了率（下水道課）	0%	100%	・汚水処理施設の耐震化・耐水化の推進【5-4】
60	ストックマネジメント計画及び農業集落排水施設の長寿命化計画による改築・更新の完了率（下水道課）	50%	75%	・下水道施設の適正な維持管理【5-4】

No	評価指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R10）	主な推進方針【対応するリスクシナリオ】
61	地域と協働で課題解決に取り組む地区数（市内全 17 地区）（市民まちづくり支援課）	12 地区	16 地区	・地域コミュニティ力の維持【6-1】
62	新発田地区防災協議会との調整会議の回数（維持管理課）	2 回/年	2 回/年	・建設関係団体との連携強化【6-2】
63	応急仮設住宅等の建設予定地（地域安全課）	5 箇所	6 箇所	・応急仮設住宅等用地の確保【6-5】
64	住家被害認定調査研修等の実施回数（税務課）	2 回/年	3 回/年	・罹災証明書発行体制の整備【6-5】
65	観光関係団体との情報交換会等の開催回数（観光振興課）	1 回/年	1 回/年	・風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信【6-6】
66	農林水産業関係団体との情報交換会等の開催回数（農林水産課）	1 回/年	1 回/年	・風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信【6-6】

5　計画の推進と見直し

5-1　計画の推進

本計画に掲げる施策の推進方針に基づき、当市の各分野別計画を実施することにより施策の推進を図る。

また、庁内各課等が緊密に連携し、計画を推進していくこととする。更に、国、県、民間事業者等と情報共有を進め、連携した取組を行う。

5-2　計画の見直し

本計画の計画期間は令和 8 年度から令和 10 年度までとし、令和 11 年度以降は概ね 4 年間とするが、国土強靭化の取組を取り巻く社会経済情勢等に変化が生じた場合や、取組の進捗評価の結果として見直しが必要になった場合は、計画期間内においても適宜見直しを行う。

5-3　計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、①PLAN（計画策定）、②DO（実行）、③CHECK（点検・評価）、④ACTION（処置・改善）の流れを基本とした PDCA サイクルにより行う。具体的には、年度ごとに進捗管理を行うとともに、計画期間の最終年度に計画期間全体の進捗管理を行う。

新発田市国土強靱化地域計画

令和８年度～令和 10 年度

発行　令和８年　月
編集　新発田市地域安全課
〒957-8686 新発田市中央町 3-3-3
TEL:0254-28-9510／FAX:0254-24-9005